

衆議院 法務委員會 議 録 第 十 一 号

平成十五年五月九日(金曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君 理事 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君 理事 吉田 幸弘君

理事 河村たかし君 理事 山花 郁夫君

理事 漆原 良夫君 理事 石原健太郎君

理事 太田 誠一君 理事 小泉 龍司君

理事 小西 理君 理事 左藤 章君

理事 笹川 堯君 理事 下村 博文君

理事 中野 清君 理事 西川 京子君

理事 平沢 勝榮君 理事 保岡 耕輔君

理事 星野 行男君 理事 保岡 興治君

理事 山口 泰明君 理事 吉川 貴盛君

理事 吉野 正芳君 理事 鎌田さゆり君

理事 齋藤 淳君 理事 中村 哲治君

理事 日野 市朗君 理事 水島 広子君

理事 山内 功君 理事 上田 勇君

理事 山田 正彦君 理事 木島日出夫君

理事 中林よし子君 理事 保坂 展人君

理事 徳田 虎雄君 理事 山村 健君

法務大臣 森山 眞弓君

法務副大臣 増田 敏男君

法務大臣政務官 中野 清君

最高裁判所事務総長 竹崎 博允君

最高裁判所事務総局総務局長 中山 隆夫君

最高裁判所事務総局民事局長 園尾 隆司君

最高裁判所事務総局行政局長 兼最高裁判所事務総局行政局長 園尾 隆司君

最高裁判所事務総局家庭局長 山崎 恒君

政府参考人
(司法制度改革推進本部事務局長) 山崎 潮君

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長) 寺田 逸郎君

政府参考人
(法務省民事局長) 房村 精一君

政府参考人
(法務省刑事局長) 樋渡 利秋君

政府参考人
(法務委員会専門員) 横田 猛雄君

委員の異動

五月九日

後藤田正純君

中川 昭一君

保利 耕輔君

鎌田さゆり君

不破 哲三君

同日

小泉 龍司君

西川 京子君

山口 泰明君

齋藤 淳君

中林よし子君

補欠選任

後藤田正純君

中川 昭一君

保利 耕輔君

鎌田さゆり君

不破 哲三君

五月八日

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一

号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

参考人出席要求に関する件

裁判の迅速化に関する法律案(内閣提出第九八

号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第六六号)

人事訴訟法案(内閣提出第六七号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一

号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判の迅速化に関する法律案、民事

訴訟法等の一部を改正する法律案及び人事訴訟法

案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として司法

制度改革推進本部事務局長山崎潮君、法務省大臣

官房司法法制部長寺田逸郎君、民事局長房村精一

君及び刑事局長樋渡利秋君の出席を求め、説明を

聴取いたしたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総長、中山総務局

長、園尾民事局長兼行政局長及び山崎家庭局長か

ら出席説明の要求がありますので、これを承認す

るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山本委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。山内功君。

○山内(功)委員 民主党の山内功でございます。

年間三十万件近い離婚件数のうち、その約一割

近くが裁判所を利用しての離婚となっているよう

でございます。数多く問題を抱えた当事者がその

解決を託す、それにこたえる制度となっているの

がまさに問われる問題だろうと思っております。

人事訴訟が家庭裁判所に今回の法律の改正では

移管されることになるわけですが、そうなったと

きに、裁判所の人的あるいは物的な体制は整えら

れているのか、まずその点からお聞きしたいと思

います。

○中山最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

人的体制の整備につきましては、裁判官あるいは

は裁判書記官につきましては、これは、これまで

地裁で人事訴訟に關与してきたわけでございます

ので、地裁から家裁へ機動的に人員をシフトする

ということと基本的に対応はできるということを

考えております。しかし、家庭裁判所調査官につ

きましては、家裁への人訴の移管に伴いまして、

新たにこれに關与することになることを踏ま

え、さきの定員法の審議でも御審議いただきま

したとおり、三十人の増員というものを家裁事件

の充実強化ということでお認めいただいたところ

であります。

さらに、人的体制に加えまして、裁判官あるいは

は調査官、書記官等がそれぞれの立場でどのよう

に人事訴訟にかかわっていくことが新たな仕組み

のもとで有用であるかということについて、率直

に内部で職種を超えて議論し、さらにその辺のと

ころを考えていきたい、そのための各種協議会や

研究会も今般用意をしているところでございま

す。

また、物的体制の整備といたしましては、既存

のものを利用するのはこれは当然のことでありま

すけれども、必要な庁においては、法廷の改修あ

るいは電話会議システム等新たな設備の導入、そういうことを図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内(功)委員 今いろいろ説明をされましたけれども、人事訴訟ももちろんですが、それに密接に関連する損害賠償訴訟の管轄についても認めるということになるわけですから、かなりの事務量が一時急激にある時期を境にしてふえていく、施行日を境にしてふえていくということでも心配もしております。この密接に関連する損害賠償請求訴訟の具体的な類型としてはどのようなものかを考えているのか、お聞きしたいと思っております。

○房村政府参考人 人事訴訟と密接に関連する損害賠償請求訴訟ですが、典型例は、不貞を原因として離婚請求の訴訟を起します、その場合に、その不貞を原因とする損害賠償請求訴訟、これを起す場合がまさに密接に関連する損害賠償請求訴訟の典型例だろうと思っております。

○山内(功)委員 それ以外の典型的な類型ももう少し説明を伺いたいのですが、それを含めて、今後家庭裁判所で扱う訴訟事件としては、これを拡張していく方針なのでしょうが、それとも、今言われたような不貞の損害賠償請求訴訟のように、今は限定して考えていて、今後の課題だということにされるのか、その点も含めてお聞きしたいと思います。

○房村政府参考人 損害賠償請求訴訟ですので、人事訴訟の原因に何らかの違法行為があれば、それに関連して損害賠償請求訴訟を起すということになるかと思えます。典型例としては先ほど申し上げたようなものでございます。

今回の人事訴訟の家裁への移管は、家庭裁判所で審理するのにふさわしい事件として、人事訴訟及びこれと密接に関連する損害賠償請求訴訟を移管するということとしたものでございますが、基本的には、今回、家庭裁判所で扱うのにふさわしい事件は家庭裁判所の方へ移管をした、こう考えております。

ただ、今後、いろいろな状況を見ながら、さらに拡充する必要があるかどうかということとは考えたいと思いますが、基本的に、今回でふさわしい事件は移管することにしたいと考えているところでございます。

○山内(功)委員 例えば、家庭裁判所というイメージだと、そういう不貞のこととか、あるいは親子関係とか、いろいろなことがあると思うんですが、もう一つぴんとくる類型としては、遺産の争いごとをきちんと解決してくれるのが家庭裁判所であろうと国民は思っていると思うんですが、ね。だから、そういう遺産関係にまつわるような、あるいは被相続人が死亡したことによっていろいろと出てくる問題点について、遺産の範囲あるいは遺産相続人というものの人の範囲とか、そういうものをいろいろ決めるということについても、やはりそれは家庭裁判所で今後考えていく類型として思っておられるんですか。

○房村政府参考人 遺産の分割ということになりますと、いかにも家族の関係、家庭の関係という感じがするわけでございますが、実際に問題となっておりまして遺産分割に関連する民事訴訟というものは、遺産分割の前提問題としての遺産の帰属性が争われる場合、あるいは、実体法上、遺産分割の対象とならないと解されている権利義務に関する民事訴訟、例えば遺留分減殺請求とか、そういうものにより取り戻された財産の共有物が想定されているわけで、訴訟の性質としてはまさに民事訴訟でございます。

これを適切に解決するために、例えば家庭裁判所調査官を使うというようなことは考えがたいわけでありまして、事件の性質としては、やはり地方裁判所で民事訴訟として審理、判断するのが適当な事件ではないか、こういうぐあいに考えております。

○山内(功)委員 先ほど、三十人ほど調査官の増員が図られたということを言われましたけれども、今回の人事訴訟法改正の最大の目玉というのも、訴訟事件になったときにも積極的に調査官制

度を利用するというのが新設されることが大きな着目点だと私は思うんですね。

そうしますと、そのたった三十人で事足りるのかなと思うんですが、まず、そもそもこの家庭裁判所調査官制度を拡充することの意味合いについてお聞かせ願いたいと思っております。

○森山国務大臣 人事訴訟法案の第三十四条におきましては、離婚訴訟等における子の監護、監護者の指定、養育費、財産分与の定めなどの附帯処分や親権者の指定についての裁判をするに当たりまして、家庭裁判所調査官による調査を活用することができるといふふうになっております。

これは、これらの裁判に当たりましては、家庭の諸問題について専門的知見を有する家庭裁判所調査官による調査を活用するということが、適切な判断をするためには有益であるという場合も少なくないと考えられますので、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせるということを認めるものでございます。

○山内(功)委員 しかし、今の家庭裁判所調査官の方々が現場でどういう訴えをされているのかというのとはつばさにはわからないんですけども、例えば、今の負担で仕事量としてはどうか。これが人事訴訟、あるいはそれに密接に関連する損害賠償請求訴訟が家裁に移管になることによつてどういう仕事量がふえるのかなどを含めると、調査官の現場というものはもう仕事量がらっと変わるんじゃないかとも思えるんですが、その辺の現場での負担増についてはどう考えたいのでしょうか。

○山崎最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

現在の家庭裁判所全体の事件動向等を見ますと、少年事件の事件数は長期的に見れば減少傾向にございますが、成年後見関係事件など家事事件の増加傾向というものは依然として継続しておりまして、しかも、内容が複雑困難な事件が増加してきているという状況にございます。

人事訴訟の家裁移管によりまして、家裁調査官

としては、新たに、一定の婚姻の取り消しまたは離婚の請求を認容する判決に附帯して行う子の監護者の指定、その他、子の監護に関する処分等の附帯処分についての裁判または親権者の指定についての裁判等のために必要な事実の調査という事務を行うこととなりますので、家裁調査官の果たす役割はふえると考えております。

いずれにしても、人事訴訟における家裁調査官の関与のあり方につきましては、家裁における人事訴訟の審理のあり方や家裁調査官の専門性を生かした事務処理のあり方などとともに、検討を行っていく必要があると考えております。

○山内(功)委員 今までの家庭裁判所の調査官というのは、学生時代あるいは研修所での研修を積んで、その専門的な知識あるいは心理学の学問など自分の蓄えを社会と生の事件に当てはめて、どちらに親権を与えるべきとか、養育費の額についてどうしようか、そういうようなことを今までされていったと思うんです。

例えば、先ほど相続人の範囲とか相続財産の範囲を決めるというのは訴訟事件に非常になじむもので、急々には、密接に関連する事件だということとで家庭裁判所には移管しないというようなお考えも承ったんですけども、しかし、一つ例として出された不貞行為にしても、例えば男性は、最近では女性の不貞行為も事件としてはあると思うんですけども、多くの男性の不貞行為で争われる事件、女性が不貞の確実な証拠を握っていないと思うと、もうぎりぎりまで否認するわけですから、不貞行為があったかどうかというのは、物すごく原告、被告で対決する。そして、証拠に基づいてしっかりと認定をしていくという意味では、それはもう人事事件、それに伴う密接に関連する損害賠償請求訴訟だから家裁のということじゃなくて、極めて普通の一般民事事件の形態でもあった、今までもそうだったと私は思うんですよ。

だから、そういうような、例えば離婚が認められるか認められないのかということが争点となっ

ている事件があつて、それに基づいて、養育費の問題とか、慰謝料の問題とか、財産分与の問題とかがあるわけですね。その今言つた三つの問題点については、家庭裁判所は、確かに調査官能力がすぐれていると思いますが、そのもととなる離婚をさせていいか、婚姻を取り消していいかというような部分についても判断をするということになると、もう物すごく大変なことに、今までの調査官に課せられた仕事と全然違うわけですね。だから、そこまでは家庭裁判所調査官には関与させません、先ほど言つたような三つの分野についてしっかりと調査官に事実調査をさせますというのがこの法律の趣旨だとは思ふんですけれどもね。

そういうことが簡単に、今までの調査官に心証を分け隔てをしてきちんと考えていくということまで期待できるものなんでしょうか。

○房村政府参考人 人事訴訟、例えば離婚についても、これは当事者が対立して非常に厳しく争われる訴訟であるというのは御指摘のとおりだろうと思ひます。

ただ、今回家庭裁判所に移管することに伴ひまして、人事訴訟に関して調査官を活用する場合と申しますのは、婚姻の取り消しまたは離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分または財産の分与に関する処分をする場合、これについて事実の調査をすることができ、この事実の調査をするについて、家庭裁判所調査官に裁判所は事実の調査をさせることができる、こういう形になつておりますので、家庭裁判所調査官が関与するのは親権者の指定またはその他の付随の処分、こういう部分に限られております。

これは現在でも家事審判法で調査官が調査をする職分と全く同一でございますので、調査官の仕事の性質としては従前と同じ内容のものをたまたま訴訟事件に関連して行うことになつた。訴訟そのものの、離婚そのものについて、あるいは婚姻の取り消しそのものについて調査官が関与するわけではございませんので、その点は従来と変わりがありません。また、その点は裁判官も調査官も十分意識をしていると思ひますので、そういう御懸念のようなことはなほと思ひております。

○山内(功)委員 裁判官や調査官がしっかりとそれぞれの分野で研修を重ねていかれて、意識を持って、例えば、調査官のそういう事実調査の資料が離婚の存否の認定に使われないようなことも、各手続主宰者がしっかりと意識を持つてほしいと思ひています。

ただ、それを担保するためにも、当事者の関与というのがやはり重要だと思ふんです。だから、裁判所による家庭裁判所調査官に対する調査命令の発令あるいは調査の方法、内容及び調査結果の活用のもそれぞれの場面において、当事者の関与というのが必要になると思ふんですが、この改正案ではどういふ点について配慮がなされているのでしょうか。

○房村政府参考人 まず、家庭裁判所調査官に対する調査命令の発令でございますが、これは、この法律では受訴裁判所の職権によつて行うということとしております。これは、その必要性は裁判所が一番よく判断できるといふことからそうしてありますが、当事者としては、その職権発動を促す申し立てをするといふようなことは十分可能でございます。

また、具体的に調査官が調査を行うという場合に、調査といふのは対象者の協力を得ながら行うわけでございますので、当事者にもその協力を求めるといふことも十分あり得るわけでございます。そして、そういうときには、調査官から当事者に対して、その調査の内容等についての説明があることは十分あり得るわけでございます。

また、事実の調査の結果を裁判資料として活用するに当たっては、当事者が十分それについて防御できるように、その記録の閲覧を保障するといふようなことをこの法律でも手当てをしております。

○山内(功)委員 訴訟記録中の事実の調査に係る

部分の閲覧の請求について、裁判所の許可を要するといふことが規定の中に盛り込まれているのです。が、その制度を設けたのはなぜなんでしょうか。

制、仕事の役割分担といふか、かわり方といふものをどのようにやっていくのが一番適正な処理に資するかどうかといふところの検討も進めていかなければなりません。そのあたり、しばらく実情を見なければ難しいところもございまして、今直ちに中期的な増員計画といふものをお示しするのはまだ時期尚早であるといふことは御理解いただきたいと思ひます。

同じ内容を家事審判事項として調査をするわけでございますが、家事審判においては、そういった事実の調査の特性を考慮いたしまして、その記録の閲覧について、裁判所において判断をするという構造をとつておりますので、同じ性質の調査を人事訴訟に関連して行った場合にも、その訴訟記録の扱いにおいては、家事審判手続におけるのと同様に、裁判所の許可に係らしめるということとしたものでございます。

しかし、いずれにしましても、最高裁としては、この人事移管によつて事件が滞るようなことのないように、適切な処理をできるように体制を充実してまいりたいといふことだけは申し上げておきたいと思ひます。

○山内(功)委員 次に、参与員の問題についてお聞きしたいのですが、人事訴訟に参与員を関与させることとしたのはなぜなんでしょうか。

○房村政府参考人 現在、家事審判において、国民の良識を審判に反映させるという趣旨で参与員制度が利用されているわけですが、人事訴訟は家庭に関する訴訟でもありまして、その審理及び裁判には一般の民事訴訟以上に一般国民の良識を反映させることが望ましい、こう考えられます。

○山内(功)委員 調査官の仕事量が単純にふえるといふことからすると、将来についてはどういふ計画、増員計画、あるいは全国の裁判所への配置についてはどういふふうにご考へておられるのでしょうか。

そこで、家事審判に導入されております参与員制度を人事訴訟にも導入いたしまして、職業裁判官以外の者を参与員として審理に関与させ、裁判官がその意見を聞くことができるようにということをご考へたわけでございます。

○中山最高裁判所長官代理者 先ほども家庭局長の方から答弁がございましたとおり、成年後見関係事件初め家事事件が増勢にありますので、しかも、内容も非常に複雑困難なものが増えてきていふといふことから、家庭裁判所調査官の役割はますます重要なものになり、その人的体制の充実といふのが強く求められてきている、こういうふうにご認識してございます。

○山内(功)委員 これは、調停委員さんが参与員となることは可能なんでしょうか。

さらに、今回の人事訴訟の移管によつて、離婚訴訟等を利用するユーザーの立場としては非常に使い勝手のいいものになる。そうなりますと、家に提起される人事訴訟といふのは、これまで以上に、これまで地裁が受けていた以上に多くなる可能性もあるといふふうに思つております。

○山崎最高裁判所長官代理者 可能でございます。家事調停委員が、その後、参与員になるということもございまして。

○山内(功)委員 もしそうだとしますと、調停で何回か期日が開かれていく間に、例えば当事者が、この調停委員さんには話しにくいとか、例えば、この調停委員さんは女性で家庭にいるべきだといふ思想が強く合われないわと思つていて調停委員さんと出くわしたとしますね。そうすると、

委員さんといふか、かわり方といふものをどのようにやっていくのが一番適正な処理に資するかどうかといふところの検討も進めていかなければなりません。そのあたり、しばらく実情を見なければ難しいところもございまして、今直ちに中期的な増員計画といふものをお示しするのはまだ時期尚早であるといふことは御理解いただきたいと思ひます。

その人がずつと、調停でもくたびれるけれども、訴訟に移ったら、その人がまた裁判官の右か左か斜め下かどこかにいる。それもまたつらいものがあるんじゃないかなと思うのが一点ございいますし、例えば鳥取県なんかで、もし仮に調停委員さんが参与員となることができないというようなことになれば、今度はその人材を探すのは随分大変だろうなという思いもありますので、調停委員が参与員となるということが可能だと最高裁が言われるのは、そういう面ではいいのかなとは思いますが、調停委員さんが参与員になるという点に伴って、当事者の司法に対する満足度というものが充実できない、充足化されないということも心配するのですけれども、どうなんでしょうか。どちらでもいいです。

○房村政府参考人 一般的に調停委員が参与員にもなれるというのは最高裁判所からお答えしたとおりだと思いますが、具体的に訴訟に移行したときに、調停に参与した調停委員が同じ事件に参与員として関与をすることができるとかどうか、これは、この法律では特に禁止はしていません。しかし、実際の問題としては、やはり調停委員として知り得たことが人事訴訟の判断に影響を及ぼすということとは必ずしも望ましいことではありませんで、それは運用としてはできる限り避けるような運用がされるのではないかと、こう思っております。

ただ、地方のいろいろな実情を考えると、法律で一律に、調停に参与した者は参与員として関与してはならないということになりますと、御指摘のようにかえって不便になってしまふということもあるんで、この法律では特に禁止はしていませんが、運用としては多分そういう配慮はされるだろうと思っております。

○山内(功)委員 人事訴訟については裁判の公開を停止するという規定も盛り込まれるわけですが、けれども、これについても、憲法上は裁判の公開が原則となっているので、適合性をどう考えたい

のか、教えてもらえますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、憲法では裁判の公開を定めておりますが、今回の法案では、その二十二条で、当事者尋問等の公開停止ということを決めております。

これは、要件といたしましては、当該人事訴訟の目的である身分関係の形成または存否の確認の基礎となる事項であつて自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合において、その当事者または証人が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該身分関係の形成または存否の確認のための適正な裁判を行うことができない、こう認めるときは、裁判官全員一致の決定で、尋問の公開をしないで行うことができます、こういうことを定めたわけでございます。今読みましたことから明らかなように、本当にぎりぎりの場合でございいます。

憲法で裁判の公開を保障しているということは、もともとそれ自体が目的ではなくて、裁判を一般に公開することによつて裁判が公正に行われることを制度として保障したものであるというぐあいに理解されております。したがって、今述べましたように、裁判の公開を困難とする真にやむを得ない事情があり、かつ裁判を公開することによつて、かえつて適正な裁判、すなわち人事訴訟において適正な身分関係の形成または存否の確認が行われなくなる、こう認められるような極限的な場合において、なお憲法が適正な裁判の実現を犠牲にしてまで裁判の公開を求めているとは解されないわけでございます。

そこで、今回、このような厳重な要件を定めまして、その公開の停止ということを決めることとしたわけでございますが、これは、憲法で言っているような、この条件を満たす場合にはまさに公の秩序を害するおそれがあるという場合に当たる

と理解しております。

○山内(功)委員 簡単に整理して言うと恐縮なんですけれども、もし仮に非公開にした方が真実が語れるとするならば、裁判の全事件を非公開にしたらいんですかね。だから、その見きわめというんですかね、これはやはり随分大切なメルクマールだと思ふんです。

だから、公開の停止が拡大しないように人事訴訟のみに限るべきだと思ふのですが、どのような方向性として考えておられるんでしょうか。

○房村政府参考人 憲法では公開を原則としておりますが、その停止もできるといことが憲法八十二条二項では定められているわけでございます。この憲法上の公開停止の規定は訴訟類型を問いませんので、どのような訴訟であつてもこの憲法の要件を満たす場合には公開の停止ができるということになっているわけでございます。

今回、この人事訴訟法をつくるに当たりまして、公開をすることによりかえつて人事訴訟における適正な裁判が行われなくなつて、誤つた身分関係の形成または存否の確認が行われるおそれがある、しかも、人事訴訟においては、その身分関係の形成または存否の確認の基礎となる事項が自己の私生活上の重大な秘密にかかわる場合が多い、こういうことから、この人事訴訟特有の場面について特に具体的な要件を定めて、公開停止を定めたものでございます。

したがって、ほかの訴訟類型において、憲法の範囲内でやはり公開停止に関する規定を設けるかどうかということについては、それぞれの訴訟類型ごとに個別具体的に検討されるべき事柄であつて、今回は、ともかく人事訴訟についてその特有の性質に應じて憲法の範囲内で規定を設ける、こうしたものでございます。

○山内(功)委員 大臣、最後にお聞きしますが、この人事訴訟法改正案が制定されますと、どのよう

に人事訴訟の充実、迅速化が図られるのか。人事訴訟法案と裁判迅速化法案との関係を含めて、最後に伺いたいと思います。

○森山国務大臣 この法律が制定されますと、家庭裁判所に人事訴訟が移管されることになりまして、離婚の訴え等に係る訴訟におきましてはしばしば審理、判断に時間を要する親権者の指定等の裁判のために、専門的な知識を有する家庭裁判所調査官の調査を活用することが可能となりまして、より迅速に必要な訴訟資料の収集を図ることができるとなると思ふます。また、人事訴訟への参与員の関与を認めることにより、国民の良識を訴訟の結果に反映させることも可能となつてまいります。

したがって、これらの制度等により、人事訴訟の審理の充実、迅速化が図られることになると考えております。その意味で、人事訴訟法案は、裁判の迅速化に関する法律案に言うところの必要な法制上の措置に当たるものと言ふことができると考えます。

○山内(功)委員 終わります。どうもありがとうございました。

○山本委員長 次に、山花郁夫君。

○山花委員 民主党の山花郁夫でございます。

法務大臣に、裁判の迅速化に関する法律案についてお伺いしたいと思います。

本法案は、裁判を迅速に行ふということを目的として行ふようです。

ところで、私ごとで恐縮ですが、三年ぐらい前に父を亡くしまして、アミロイドシスという病気に罹つたんです。アミロイドシスというのは、余り聞いたことのない方もたくさんいらっしゃると思ひますけれども、難病指定されていて、治らない病気だつたんです。治らない病気ですから、どこのお医者さんに行つても恐らく結果は一緒だつたのかな、そんなふうに通つていて、思ひました、手を尽くしていただいたと思ひますし、そのお医者さんに対しては大変感謝しております。

恐らく、お医者さんなんかでも、医療過誤として訴訟で争われるようなケースは、物によつて

は、結果としては一緒だったのかもしれないけれども、患者さんなり遺族なりの方にちゃんと説明をしていなかったとか、そういったことで争いになったり、あるいは、医療過誤で訴訟になっているケースだけじゃないです、一般の国民の方が病院だとかお医者さんに対して不満を持つケースというのは、必ずしもちゃんと説明されていない、あるいはやり方が、納得のいくやり方で治療してもらえなかったとか、そういうことじゃないかと思うんですけれども。

何を言いたいかというと、よく法律の入門書の教科書などを読みますと、裁判だとか法律だとかというのはお医者さんに似ている、つまり、病気というのが、身体に対する自然科学的な分野で言うところの不正常なメカニズムになったとき、それを正常に戻すということだ。法律というのは、社会がノーマルに動いている分には必ずしも必要ないのかもしれないけれども、紛争になったときにそれをしつかりと正す、ノーマルな状態にするということであるというように、教科書にも書いてありますし、私もそういうもののなんじやないかなと思っております。

つまり、裁判の迅速化法というのが提案されていますけれども、今の裁判に対して、これは、勝った人、勝訴した人も含めて満足度がかなり低いというようなアンケートの結果もありまして、一つは、だから本当にしつかりとした、充実した審理が行われているのかどうか、そのところを点検していかなければいけないのではないのかなと思います。

つまり、一般の方とお話をする、こういうケースはどうですかというふうに聞かれると、大体皆さん、法律で一義的に決まっているように思われていきますけれども、実際は、必ずしもそんなに明快に割り切れるものではないのだとか、あるいは事実関係が、AさんとBさんがいたときに、Aさんが言っていることとBさんが言っていることが違ったりとか、そこをはっきり確定させないことには何とも言えないケースだとか、い

ろいろあるわけです。

一義的には決まっていなくても、およそ裁判になって結論が出るということになれば、後から振り返って考えれば、その事件については結論が決まっていたのかもしれないし、あつちの裁判所に行こうがこつちの裁判所に行こうが上訴しようが、同じ結論が出るかもしれない。

ただ、ある裁判所のときには満足したかもしれないし、ある裁判所のときには満足しないかもしれないというの、やはりそれは先ほどの医療の話に極めて近くて、要するに、裁判官が自分の話を聞いてくれた、そういう手続がちゃんとあつて、裁判というものの対する信頼というものできてくるんだと思います。そういう意味では、我々の世界も結構似ていて、そういう話は聞いていないとかいのが非常に困るケースがありまして、やがてしつかり話を聞いてもらつたりだとかするということが本当に大事なことだと思ふんです。

そういう意味で、従前から当委員会でも同じような意見が随分と繰り返されてはいますけれども、裁判の迅速化ということだけではなくて、本当に充実した審理ということを行う必要がある。そして、決してそれは二律背反じゃないと私は思ふんです。例えば、訴訟指揮にもかかわることかもしれないけれども、ちゃんと争点整理があらかじめしつかりできていて、これに関する証拠とかいのは一体何なのかというのを当事者がよくわかつていて、それについてしつかりと議論をおつて、それで結論を出すというのがあくまでも本来の姿だと思ふますし、そうだとすると、やはり迅速化ということだけではなくて、裁判の充実ということが本当に必要なのではないかと思ふんですけれども、この点について、改めてお考えを伺いたいと思ふます。

○森山国務大臣 おっしゃるとおり、裁判の迅速化、大事ではございますけれども、その内容が充実しているということも非常に重要なことだと思ふます。ですから、裁判の迅速化に当たりまして

は、必要な主張、立証を尽くすなどの裁判の目的を達するのに必要不可欠な行為をすべて行つた上で、手続を集中的かつ効率的に行うということによつて迅速化を実現していくという必要があるというふうに思ふわけでございます。

そのような意味で、裁判の迅速化が充実した手続の実施により行われなければならないというのは、先生御指摘のとおりでございます。

○山花委員 私は、お医者さんも裁判所も余り経済的合理性を追求してはいけないような場所ではないのかなと思つてはいるものですが、今のような指摘をさせていただいたんです。

最高裁にお伺いしたいんですけれども、一つは、充実ということと迅速ということと関連すると思ふんですけれども、最高裁のホームページなどを見ると、各支部などにもちゃんと裁判官が配置されていて、裁判官というのは大変多いのかなというふうに見えるんですが、実はそうではないケースがあつて、というのは、てん補の問題です。

実際は、箱はあるんですけれども、例えば旭川地裁、具体的に申しますと、名寄の支部ですと、奇数の月ですと第三水曜日から金曜に本庁から一名てん補されている。偶数の月には第三木曜日から金曜に本庁から一名てん補ということ、そこに裁判官がいる時間だけとらえると、極めて短いですね。しかも、水曜日から金曜日といつても、水曜日の午後から始めて金曜日の午後には帰つてしまふますので、実質は二日しかないというふうなケースもあつて、そうしますと、例えば、訴訟当事者が証人尋問をやつてほしいというふうな申請をして、証人尋問ですとか相手方のあることですから、呼ばなければいけない。ただ、日程を合わせようと思つたら、結局ピンポイントでしか合わないもの、ですから、そうすると、必然的に、もう構造的に長期化してしまうような問題でもあると思ふます。

恐らく、いや、そもそも、こうやって人が少ないところは事件も少ないんだというお話なのかも

しれませんけれども、ひよつとすると、そういう答弁を考えられているのかもしれないですけれども、ただ、これは鶏が先か卵が先かみたいな話かもしれない。

もともと裁判所の法廷の開廷件数が少ないし、そうすると、当然弁護士さんも余りそこにいる人じゃなくて、やはりふだんは札幌の方で仕事をしています、たまたま受任した事件が地方というのか、例えば名寄の方だったので、弁護士さんの方も出向く。その地域も確かに弁護士過疎だったりするといふような現象なのかもしれない。ただ、もともと裁判をやるという発想がないものだから、つまりはもともと余り開かれていないし、御近所の人も裁判なんかやつたことがないからということ、そもそも裁判で争おうという気が起こらないケースもあるのかもしれない。

こういった裁判官が不在の庁について、もつと人員をふやすということが今後必要、今後いかんも必要なのかもしれないけれども、今後必要なんじゃないかと思ふますけれども、この点、どのように考えられていますでしょうか。

○中山最高裁判所長官代理者 ほとんどお答えいただいたような感じもいたしますけれども、今御指摘のあつたような名寄、あるいは旭川管内でいますと紋別、そういったところは裁判官が非常駐ということで、てん補で事件処理を行つております。

そういうところは、例えば一人の裁判官を置く事件数が到底ない、五分の一度度しかないということでありまして、仮にそこに一名を配置するということになりますと、あとは何をすればいいのかということもございまして。国民の税金で賄わなければならない国家機関でありますから、そのあたりの効率性というものは考えなければならぬというふうにも思つております。

ただ、そのために適正、迅速な裁判が実現できないということになると問題でございまして、そのあたりは裁判所としてもきちんと見てきているつもりであります。例えば、非常駐支部の

民事第一審通常訴訟の平均審理期間は九・四カ月、これは普通裁判の平均審理期間が八・三カ月であり、誤差の範囲内。刑事事件につきましても、非常駐支部の平均審理期間が二・九カ月、それに対し、刑事第一審通常訴訟の平均審理期間は三・二カ月であり、その辺はむしろ短いというふうなこともなっております。

そのあたり、病理現象が出てきますれば、あるいは事件数がふえてきているというふうなことが出てきますれば、機動的に対応してきているというのが実情でございます。

○山花委員 そのことと関連するかしんかというところもあるんですけども、ひとつ、これは最高裁という裁判所に検討していただきたいことがございます。

裁判をやるということで法廷が開かれるということになると、平日の大体十時ぐらいから五時ぐらいで終わっています。もちろん人がそんなにふんだんにあり余るほどのわけじゃないし、大体ローテーションが決まっていますから、今直ちにということとは難しいことは重々承知はしております。

ただ、証人尋問にこだわるわけではないですけども、一般の国民の方が民事裁判で一つ腰が引けるのは、例えばサラリーマンの方なんかだと、ウィークデーの十時から五時の間、裁判所に来なさいという、あるいは行かなきゃいけないといったら、結局会社を休むしかありません。あるいは証人尋問でどうしてもあの人に話を聞いてほしいけれども、勤め人なのでなかなか仕事も忙しくてという方なんかについて、証人尋問をどうしてもやってほしいんだけれどもということになると、そう簡単にまた会社も休めないというケースもあるわけです。

私は、これから土日開廷するかどうか、あるいは深夜、十一時、十二時とは申しませんけれども、九時ぐらいとか、今の勤務状況で考えたらそれは到底無理だという話になると思うんですけれども、

でも、早番遅番じゃないですけども、そういうローテーションをつくったりとか、これからもう少し人員をふやしてやれば可能だと思えますし、ましてや、今後、裁判員制度というのを今検討されているわけで、ということは一一般の方に裁判に参加していただくという話になるわけですから、そうすると、ウィークデーの十時から五時までの間に来てくださいと言っている、おおよそ勤め人は来られるわけじゃないんですか。

裁判員制度、今後そういうのが導入されていくというところを視野に入れて考えると、おおよそ、だから広く一般国民の人に参加してもらいますよという建前になっていながら、実際はサラリーマンの人はもうシャットアウトするということになるようになってしまってもいいじゃないですか、今後、将来的に土曜とか日曜日に開廷したりであるとか、あるいは夜少し遅い時間、つまり仕事が終わって帰ってきてからも来られるような時間、そういう時間も開廷する必要があると思います。この点についてはいかがでしょうか。

○中山最高裁判所長官代理人 一つの御見識だろうと思います。

ただ、夜間の、休日の開廷につきましては、これは訴訟関係人等のニーズが本にあるのかどうか、あるいは出頭を求められる相手方や証人の負担との関係、セキュリティ確保の問題、職員の執務体制、これを維持するためのコストなどを総合的に考慮していかなければならないだろうと思っております。裁判所の中には、今、夜間調停を受け付けているところもござりますが、率直に申し上げまして、余り利用者はいないというのが実情でございます。

また、今、裁判員制との兼ね合いでもお話がありましたけれども、最高裁では、昭和六十年から陪審あるいは参審制の調査研究を進めてきております。私は、その間、刑事局の課長をしておりまして、そのときがありましたけれども、そこで接した調査報告によりますと、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、いずれも夜間あるいは休日開廷を

しているところとところはございませんでした。記憶の限りではございません。これは多分、そういった陪審員あるいは裁判員の負担といったものを考えてのことかなと思っております。

私は、裁判官として、今十時からというお話でしたが、九時半からというところもあるんですけれども、五時まで一日入っておりますと、率直に申し上げまして、かなり疲れます。そういう意味で、裁判員制になればそれだけでも相当の負担がある、しかも、裁判員制の場合には、恐らく、直ちに五時から帰宅するということではなくて、その後残っていたら中間評議といったようなものをやっていたら大変なことになるんじゃないかと思っております。その負担はますます強まっていくんじゃないかと思っております。

そういうことを考えますと、連日的開廷が求められていることを前提にいたしますと、家庭での団らんといえますか、息抜きできる時間というものも必要かな、それを土日にとっていたらどうかとも大事なかなというふうにも思っておりますので、感想めいたことではございます。

○山花委員 ただ、今のお話で土日のところではちょっと気になるんですけども、キリスト教の文化圏のところで日曜日が休みというのは、それは当たり前のことだと思っております、開廷していいんです。

あと、今言われたような国の特に公民意識と申しますか、ちょっと日本と違うのかなと思うところがあります。というのは、アメリカでもイギリスでも、日本ですと、国政選挙だけではなくて、選挙というのは大体日曜日が投票日になっていますけれども、そういう国は平気でウィークデーが投票日だったりとかして、会社へ勤めていても、今から選挙へ行ってくるからと言って抜けて帰ってくるというのは割と当たり前にやっていますね。公民権の行使だということを言えば会社だって平気で抜けられるような文化のある国と、本当は日本もそうだったらいいのかもしれないですけれども、なかなかそうではない日本という国

の中で、裁判員に指名があったんではないかと、ではちょっと行つてきますというふうな、なかなかそういう感じにはなりません。

ただ、今言われたような国と、だからほかではないからということで日本と比較されるのは、直ちにストレートには私としてはちょっととすとならないような気がしますが、こちらも感想めいたような話ですけれども。

今いろいろこのような話をしましたけれども、今回迅速化ということ、本来であれば、むしろ箱がちゃんとあるということが必要なんだと思います。つまり、東京地裁なんかに行くと、次の法廷をいつにしようかといったときには、箱が埋まっていてなかなか次の期日を決めるのも大変なんだという話も聞きます、あるいは、人の問題もあって、裁判官も人によつては一人二百件以上持っていたりとか、そういう人もいらっしゃるようですよ。平均でも百五十を超えざるうです、それだけ持っているわけですから、本来であれば、判事であるとか、そういう方もとふやしていかねばいけないんじゃないかと思ふわけです。

迅速化法というのをこう出されているわけなんですけれども、迅速化を進めるためには本来どれぐらいの判事というものの、あるいは人員の増というものを検討されているのかということについてお伺いしたいと思っております。と申しますのも、今後、ロースクールというものができて年間三千人の法曹が誕生して、弁護士もふえます、検事もふえます、裁判官もふえますということになっているわけなんですけれども、ある程度のそういう見通しがないといけないと思ふんですが、この点についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○山崎政府参考人 この点に関しては、この法案の中でも、裁判官を初めといたします裁判所の人的体制の充実、これが必要であるということから、この案文でも「裁判所及び検察庁の人的体制の充実」、これを明示しているところでございます。

○山崎政府参考人 この点に関しては、この法案の中でも、裁判官を初めといたします裁判所の人的体制の充実、これが必要であるということから、この案文でも「裁判所及び検察庁の人的体制の充実」、これを明示しているところでございます。

この法案の趣旨は、二年という目標を立てまして、それで現実に調査分析をしてもらいまして、本当には二年に近づけて事件を終わらせていくというためには、何か手続が足りないなら手続をちゃんと整備しましょう、人が足りないのなら人をふやしていましようというところから具体的にそこを目指した人数が浮かび上がってくるわけでごいまして、ですから、アブリオリにどれだけ必要だということを持っていくということじゃなくて、検証しながら具体的な人数をはっきりさせて、それで人的充実を行っていく、こういうものでございまして、現在私どもで、では具体的に何年に何人とか、そういうようなものを持っているわけではないということは御理解を賜りたいと思います。

○山花委員 お立場がお立場ですので、最高裁がことし何名ふやしたいとか、そういう話にならないのはそれはわかるんですけども、ただ、法科大学院のときの連携法のときも非常に不思議だなと思っていただんですけども、どうも今回のこの司法制度改革については、何か、やってみなければわからないというような話が多いような気がするんです。

だって、法科大学院をつくって年間三千名法曹資格を持つ人が出てくるわけですよ。そうしたら、みんなが弁護士になるわけでは当然ないでしょうし、それこそ今の三倍、四倍の数、年間、法曹がふえるわけですから、それも単年度で見たときにという話ですよ。どんどん累積していきましますから、物すごい数の法曹ができるわけですよ。そうした中で、必然的に裁判官になる人だつてある程度ふえてくると思いますし、この法律があるうがあるまいが、今裁判官は受任件数が多くて大変だという声はあるんじゃないですか。

したがって、もう少し具体的な人数を、ごめんなさい、迅速化の法案に絡めて聞いたからそういうお答えになったのかもしれないけれども、本来、やはり司法制度改革本部として、ある程度、例えば一割とか二割とか、少しざくっとした数値

目標みたいなものを持っていてもおかしくないと思うんですけども、それはないんですか。

○山崎政府参考人 迅速化法を離れて、司法制度改革そのものとして具体的にどのように人的体制を充実していくか、こういう御質問だろうと思うんですが、確かにこの中の計画で人的体制の充実を図っていくということが盛り込まれております。

現在は、私もといたしましてお願いしているのは、それぞれ、裁判所、検察庁、その事件の動向等がございまして、そういう点を毎年毎年きちっと勘案していただいて、裁判実務に支障を来さないように、そういうことを全部手配をお願いしているわけがございまして。そういうことは通常のルートとしてきちっとやっていただいで、ではそれに加えて将来的にどういうふうにしていくかというところが具体的な目標等イメージがないと、なかなか具体的な数字が浮かび上がってこないわけがございまして。

そこで、それを可能にするためにも、今回の法案、二年というまず目標を持って、それにどれだけのものが必要になってくるかという具体的なものを示して、これを充実させていきたいというふうに考えているところでございまして。

○山花委員 ただ、その数値的なものをできるだけ早い時期に出すよう努力していただきたいと思っています。

例えば、法科大学院に今の時点で行きたいと思っている学生さんは結構いらっしゃるんですけども、また、私の知り合いでも、大学を出ただけけれども、今の司法試験を受けてようかしら、法科大学院ができたらかかりやすくなるような話も聞いているんだけれどもどうしようかしらなんということも言われている方もいらっしゃるんですよ。当たり前の話ですけども、みんな弁護士になりたいと思っているわけではなくて、裁判官になりたいと思っている人もいますし、検察官になりたいと思っている人もいます。

現行の司法試験制度を前提として、大体毎年判

事あるいは検事に任官される人がどれだけの数だというのは、それは大体皆さんわかっていてから、そうすると、もともと今何人ぐらい合格するんでしたっけ、千人ぐらい合格しているんでしたっけ、その中から、自分はこの道に進もうというふうな目的意識を持って、そして人生の選択をしていくわけじゃないですか。それが今後三倍ぐらいにふえて、だけれどもどれぐらいの人が判事として採用してもらえるのかわからないとか、こういうことだとちよっと、学生さんにとっても大変不安だと思えますし、これから法科大学院に行こうと思っている人なんか、ましてや将来何になるのか、当然、勉強してから進む道、考えが変わる方もいるかもしれないけれども、そういう学生さんたちのためにも、大体これぐらいのものなんだということを、改革本部が言うべき話なのかあるいは最高裁の方なのか、それは仕切りはちよっと私よくわかりませんが、できるだけ、そういうものを出された方がいいと思います。

で、早い時期に、大体これぐらいのものを、迅速化法の話とも離れてもやっていただきたい、要望だけさせていただきたいと思っています。時間が残り少なくなってきましたので、民事訴訟法の一部改正について質問をしたいと思います。

今回のこの改正で、既に議論も出てきた話ですけども、特許権等に関する訴えの専属管轄化ということがございまして。専属管轄化に伴って、これは日野委員であるとか山内委員からも指摘がございましてけれども、地方に在住している方だつて、いろいろ発明の意欲がある方だとかそういう方がたくさんいらっしゃる、紛争は東京や大阪だけで起こるわけではもちろんないので、そうすると、訴訟の運営の主体としての裁判所としては、専門家を、できるだけ専門的な知識を持っている人に集約して行うという話は、これはもちろんわかんないではないんですけども、利用者の側からすると、それで裁判を受ける権利が害されることがあってはよくないと思いますので、電話

会議システムとかあるいはテレビ会議のシステムというのがあるわけですから、こういった訴訟手続の制度とかあるいは移送の制度があるんだという、こういった趣旨についての周知徹底というのをぜひお願いしたいと思います。お願いいたします。

○房村政府参考人 御指摘のように、特許権に関する裁判は非常に専門性が高いものですから、やはり、これを充実させて適正、迅速に裁判をするためには、集中して専門部を養成していくということにせざるを得ないわけがございまして。そういうことによつて、地方の方にとつてもやはり適正、迅速な裁判を受けられるということでもメリットはあるだろうと思っています。

ただ同時に、地方にいるがゆえに負担も多くなりますし、それは、御指摘の電話会議システムであるとかテレビ会議システムをできるだけ活用して、できる限り地方にいる不利益を除去するようにする、あるいは、本当に損害が生ずる必要がある場合には移送を活用するということは必要だろうと思っておりますし、そういう趣旨は、私どもとしても、本法案が成立した場合にはできるだけ広く周知をしていきたい、こう考えております。

○山花委員 時間がきょうは余りないので、法務大臣に、最後と云うにはちよっと早いかもしれませんが、迅速化法に関する八条の検証の問題です。

二年以内のできるだけ早い期間に裁判を行うという目標を定めて、そして、どれぐらいできるかということを経最高裁が検証するという話になっております。

民事訴訟法の専門家で新堂幸司先生の「民事訴訟法」という教科書の前書きが何かに書いてあつて、新堂先生が最初に論文を書かれた、出世論文を書かれたのが、「民事訴訟法理論はだれのためにあるか」という論文だったと思います。私は、ああなるほどなと思つたのは、法曹三者の人たちにとつてみれば、訴訟というのは大量の集団的な

現象だけれども、一般の国民にとってみれば、裁判というのは一生に一度あるかないかのことだ。だから、その一度きりのことで不信任を持つと、もうそれがその人にとってはすべてですから、やはり設営主体の側でなくて利用者の側から民事訴訟の理論を考えていきたいと思いますというの新堂先生の発想なんです。

私は、今回のこの迅速化法の制度設計でやはり気になるのは、最高裁というのは訴訟の運営を行う主体ですから、その人が、人とかその組織が、自分たちの行っていることに対して自分たちで検証を行うということになると、言ってみれば自分で自分を評価しているわけですから、どうしても設営主体の側の視点が強くなってしまうのではないかと懸念を持っております。

この検証を行うに当たっては、法曹三者だけではなくて、例えば、学識経験者ももちろんですけれども、先日参考人に来ていただいたマスコミの論説委員の方なんかのお話も非常にわかりやすかったです。ああいった方々からもこの検証に關与するような、そういった形というのが本望は望ましいのではないかと思っておりますけれども、この点について、検証のあり方について改めていかがお考えかということをお尋ねしたいと思います。

○森山國務大臣 裁判が最終的には国民のためにあるということはもう当然のお話でございます。最高裁判所が検証を実効的に実施するのは、おっしゃるとおり、調査の方法や調査結果の分析等について、裁判所以外の法曹とか学識経験者の意見を聞く場を設けるということは考えられますし、また、調査の実施等について、裁判所以外の法曹が協力するということも必要であるというふうに考えております。

○山花委員 今回のこの法案、八条の方では、最高裁がそういった検証を行うということで、我々も、本来であれば委員会のようなものをつくって検証というものをやるべきではないか、その中に学識経験者なりマスコミの人なり、そういった方

に入っていた方がいいのではないかと思っていたんですけれども、今回、こういった形の法律案ということで提出されました。よもや、法律案としてつくる前に最高裁によって事前にメールなどいろいろなチェックしてもらって、これで確定したということではないと信じているということだけ申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○山本委員長 次に、中村哲治君。
○中村哲治委員 民主党・無所属クラブの中村哲治でございます。

四月十五日に、私は、民事訴訟法等の一部を改正する法律案及び人事訴訟法案について、本会議において代表質問をさせていただきました。本会議での私の代表質問、そして当委員会でのやりとりを踏まえて、なお残っている私の懸念について、本日は質問をさせていただきます。

まず初めに、民事訴訟法等の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

代表質問において、本法案における計画審理の対象として想定している訴訟を確認させていただきました。大臣からは、大規模な公害事件や専門的な事項が争点になる医療過誤、建設関係事件を事例として挙げられました。これについては、五月七日の当委員会におきまして山内議員も詳しく確認されましたので、ある程度範囲が明らかにされたと思います。

そこで、最高裁にお伺いいたします。

本法案が適用され、審理の計画を定める場合、現状の訴訟状況を踏まえれば、大体何割程度の訴訟が審理の計画を定めるべき対象となると想定しているのか、お答えください。

○園尾最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

どの範囲の事件について計画審理を実施するかということにつきましては、個別の事件ごとに裁判体が決定するということになりまして、現時点でこれを正確に予測するということは難しいわけでございますが、ただ、私がこれまで民事裁判

を行ってまいりました経験などに基づきまして分析いたしますと、計画審理によって二年以内の裁判を目指すというような事件がどの程度あるかという点については、こんなことが言えようかというふうに思っております。

現在、既に全民事訴訟事件の九三%前後の事件が二年以内に終わっております。したがって、二年以内の裁判を目指すという観点から取り組みを検討していかなければならない対象事件としましては、全体の七%前後ということになるわけでございます。

その中には、人的体制の整備や人事配置の工夫ということをしなければよりよい改善が見出せないというような事件もございますし、また、鑑定人の推薦体制その他専門家の補助体制ということを整備しなければ効果的な改善が難しいというような事件も相当数ございます。さらに、一方当事者が破産宣告を受けたというような事情がありまして手続が中止されておるといような事件につきましては、そのような進行をさせることが難しいということになります。

したがって、そのような事件を差し引きいたしますと、計画審理によつて二年以内に結審を目指すべき対象事件というのは、数から見ても、先ほどの七%前後というものからさらにかなり少なくなつてまいりますが、そのような認識でございます。

このような実務の実情を踏まえまして、計画審理という方策が、なるほどこの事件についてはやるのが適切であるというような事件について実施されていきますように、今後も見守っていききたいというふうに考えております。

○中村(哲)委員 それでは次に、証拠収集手続の拡充についてお伺いいたします。

計画審理を進めるためには、計画をつくるだけでは無理であつて、証拠収集を初めとして情報の収集の手段、方法を拡充する必要があるというふうな考えておりましたので、代表質問では証拠開示の手法の必要性を指摘させていただきました。

大臣は、私の考えに基本的には同意された上で、本法案において訴えの提起前における証拠収集手続を充実させていること等を発言なさった一方で、米国のディスカバリー制度については否定的な回答をなされました。これについては、先日山内委員が確認されたときにも同様の回答をされております。

そこで、ディスカバリー制度は、米国で多大な費用や手間がかかるために批判されている制度であつて、我が国における導入は慎重にしなければならぬということでしたけれども、その懸念されている点についてももう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○房村政府参考人 委員御指摘のアメリカのディスカバリー制度でございますが、これは相手方の手中にある証拠を収集する強力な手続として機能している反面、次のような弊害が指摘されております。

まず、この制度においては、訴訟の争点と直接関連しない証拠についてまで広範に開示が要求される、こういうことから、開示者に対して、これに対する費用、時間及び手間等の面において過大な負担を強いことが少なくない、こう言われております。このようなことから、ディスカバリーを要求する側が、いわゆる証拠あさり、どんな証拠があるかということを広くあさるといふことのために使うということ、またこのディスカバリーの負担が非常に重いものですから、その負担にたえられない弱者の側が不本意な和解を余儀なくされる、こういうことも言われております。

また、そのディスカバリー手続に着目して、嫌がらせとか和解を強要するための訴訟を起こす、こういうことも言われて、それがひいては訴訟遅延あるいは司法コストの増加をもたらす、こういうような指摘がアメリカにおいても現実になされておりますので、日本でこのディスカバリーを採用するかどうかという点を検討するに当たっては、このような指摘も踏まえて相当慎重に検討する必要があります、こう考えているところでござい

す。

○中村(哲)委員 日本とアメリカの訴訟の構造のあり方から、ディスカバリーは日本においてはちよつと検討を差し控えるというような観点の分析はあります。

例えば、手続の前提が違うとか、そういった意味での違いから生じてくるディスカバリー制度の問題点というのはありませんか。

○房村政府参考人 これは、アメリカのディスカバリーの場合は訴え提起後にやりますが、ディスカバリーの交渉は基本的にすべて当事者に任せられております。ところが、日本の場合には、訴訟提起後は、訴訟進行に当たって裁判所が主導権を持って計画的な進行を図るという基本構造をとっておりますので、構造的にはややマッチしない面があることは事実でございます。

○中村(哲)委員 それでは、証拠開示の方法について、今回御提案されている訴えの提起前の証拠収集以外に、今後何か新しい制度は検討されていいのでしょうか。

○房村政府参考人 私どもとしては、この計画審理のためには、訴訟提起前に証拠を集める手段を拡充する必要があるということで、今回改正をお願いしているわけでございます。

そういう意味で、今回の法案が成立しました場合に、その利用状況等を踏まえながら、問題点を調査して、さらに証拠収集の拡充が必要となるかどうかということについては検討をしてみたい、こう考えております。

○中村(哲)委員 例えば、法制審などではどういふことが検討されているのでしょうか。

○房村政府参考人 現時点において法制審で検討しておりますのは、証拠関係では文書提出命令の問題について具体的な検討をしておりますが、広く一般に証拠収集手段を拡充するかどうかという点については、この法案の施行がされましたら、その状況等も踏まえて、さらに必要な検討を加えたいと考えているところでございます。

○中村(哲)委員 時間がございませんので、次に行き

ます。

専門委員制度について、私は、裁判官の知識の拡充の観点から、本制度の創設は有意義なものと考えております。しかし、もともと民事訴訟法というものは対立当事者間において主張や立証を尽くす中から真実を究明して法律関係を確定するものであることを考えると、この導入には一定の制限が必要ではないかということも代表質問で指摘をさせていただいたところでございます。

具体的には、裁判所はどのような場面で専門委員の関与を求めて専門的知見を導入するのかというところをお聞きしました。そうすると、これまでの御答弁では、争点や証拠の整理の段階、証拠調べの段階、さらには和解の際を想定しているとの話でございました。

そこで、お聞きいたします。

専門委員の意見が裁判官の心証形成に影響を与えることは極力避けなければならないことは、政府自身がお認めになっておられます。専門委員の関与を極力限定すべきという観点から考えた場合、証拠調べが必要なのは争点整理が終わった後の段階なのだから、十分な争点整理ができていなければ証拠調べの段階まで専門家が関与する必要はないのではないかとというような考え方も出てくるのではないかと思えます。専門委員の関与は、あくまでも争点整理の段階までというふうに限定すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、争点整理が適切に行われて証拠調べに移った場合、どういふ点が争点であるかということについてはもう整理ができていくわけでございますが、その証拠調べの中で、例えば証人の証言あるいは鑑定人意見、こういう中に専門的事項に触れるものが相当含まれることは予想されるわけでございます。これが適切な説明が加えられておれば裁判官も理解できるでありまして、中には、専門的事項が突如出てくるということも十分予想されるわけでございます。

そういう場合には、専門委員を活用してその証

拠の意味を明らかにする、こういうような必要が生ずることは予想されますので、やはり証拠調べの段階においても専門委員を活用できるような措置を講じておく必要がある、こう考えております。

○中村(哲)委員 つまり、後でそういうふうな懸念が生ずる場合もあるので、手段としては確保しておくけれども、原則として、争点が明らかになつたぐらいのところまでにとどめておくのが原則的な運用のされ方というふうに認識していいわけですか。

○房村政府参考人 いや、それは扱われている問題の専門性の程度にもよるわけで、証拠調べ段階においても、相当専門的な事柄が出てくることが予想されれば、専門委員を活用するということがあらかじめ考えておくことは当然だろうと思えます。それはやはりその専門性の程度いかんということではないかと思えます。

○中村(哲)委員 証拠調べにもある程度かわらないといけないけれども、心証形成には極力影響を与えてはいけないということになつてきますと、専門委員の役割について、きちつとした規定を設ける必要があるのではないかと考えます。

専門委員の役割については、裁判官の知識の補充を旨として、争点に関する判断は述べてはいけない旨の規定を設ける必要があるのではないかと考えますが、もし、もう既に盛り込まれているのであれば、どの部分が規定に当たるのか、それについて述べただけですででしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、専門委員の関与は、決して裁判官の心証形成そのものに関与するということとはあつてはならないわけでございます。

そういうことから、今回の法案の九十二条の二では、まず、「争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に關し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、」こ

円滑な進行を図るためなんだ、こういうことはつきりうたつております。また、証拠調べ段階に当たっては、「訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、」ということで、これも要するに、趣旨を明瞭にする、こういう目的のために専門委員を使うということを経上明記しております。

ですから、これは専門委員の方にも十分御理解いただく必要がありますし、裁判官としては当然この法の趣旨を踏まえた運用をする、こう考えております。

○中村(哲)委員 代表質問におきましては、専門委員に關しても、中立性、公正性の観点の質問もさせていただきました。

中立性、公正性に欠ける専門委員であれば、かつて訴訟そのものの信頼を失うおそれがある、そのため、専門委員の中立性、公正性の確保と、専門委員が関与する際の手続の透明性の確保についてどのように保障するのかということについて、代表質問でお聞きいたしました。大臣は、排斥及び忌避の制度を設けていることや、当事者双方の申し立てにより専門委員の関与を取り消す手段も設けている旨を御答弁なさいました。

また、先日の山内議員の質疑の際に、最高裁判所からは、現在、専門委員のリストをどのようにするのか検討中という回答もありました。

そこで、裁判所としては、当事者双方が自身で適切な専門委員を確保できない場合等に対応するために、各裁判所において候補者のリストを整備していくという方針が定まっていると理解してよろしいでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 専門的な問題というものは、専門家の数も限られる、それから内容も極めて難しいということですから、訴訟が起こりましてから考えるということでは迅速な対処ができないというおそれがございますので、これは、御指摘のとおり、あらかじめ裁判所において、専門委員のリストといえますか、むしろ専門委員の任命自体を幅広く行っておきまして、具体的事件

に於て必要が生じた場合に、適切な者をさらにその中から指名していくような仕組みを考えてございますので、御指摘のとおりということになります。

○中村(哲)委員 それでは、山内委員が提案したように、その候補者リストの作成、管理に当たっては、裁判所のみで検討するのではなく、弁護士や専門家など、幅広く第三者が加わった委員会をつくって、その委員会が担当すべきということを考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 公平性、中立性ということ、裁判所が裁判手続を行う上で最も重要なことでございますので、専門委員の選定に当たっては、幅広い層から専門委員をできるだけ選ぶように工夫することのほかに、ただいま御指摘のような第三者機関の意見を聞くというような手続についてもさらに検討するという考えでございます。

○中村(哲)委員 時間がありませんので、特許関係の専属化についてもお聞きしたいと思っていたんですが、山花委員も先ほど述べられましたので飛ばしまして、次に、人事訴訟法について少しお尋ねいたします。

代表質問で、家庭裁判所に対する人的、物的な手当てについて確認したところ、最高裁判所が適切に対処することでしたが、具体的にはどのように対応をなさるつもりなのか。来年度の予算手当てや人員の手当ても含めて、もう少し具体的な説明をお願いいたします。

○中山最高裁判所長官代理者 裁判官と書記官につきましては、これまで人事訴訟が地方裁判所にかかっていたわけですから、その担当していた人員を家庭裁判所の方にシフトするということによって、現実的な対応は可能であります。

問題は家庭裁判所調査官でございますが、これは、まさにこの法務委員会でも御審議いただきましたとおり、定員法の審議の際のとおり、三十人

の増員をお認めいただきました。これを適切に活用してまいりたいと考えているところであります。

○中村(哲)委員 次に、人事訴訟法二十二条の公開停止の議論もさせていただきたいんですが、先ほど山内議員とのやりとりを聞いておりまして、結局、公の秩序を害するおそれがある場合ということ、各訴訟類型によつて判断するという話でしたが、それを考えますと、具体的には、人事訴訟法よりも広がるということとはほかの訴訟ではないというふうに考えていいということですよ、少なくとも。

○房村政府参考人 公開停止につきましては、憲法上、公の秩序に反するような場合に公開停止をすることができるとなっております。これは各訴訟類型を通じて適用があるわけでございます。

今回、私も考えてみましたのは、人事訴訟法に特有の場面について、その憲法が予想している要件あるいは手続を明確にすることによって裁判所が安定した判断ができるようにということを考えてたわけでございます。

他の訴訟類型について同様の問題があるかどうかというところは各訴訟類型ごとに検討すべき事柄である、今回は人事訴訟に限って、こういう場面がある、この場合にはこういう手続、要件を定めることが憲法の安定的な運用をもたらすことにつながるんだ、こういうことでございます。

○中村(哲)委員 さらに確認をさせていただきたいところでございますが、本日は後に本会議も迫っておりますので、時間もタイトでありますので、ここで質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○山本委員長 次に、石原健太郎君。

○石原(健)委員 先日、参考人質疑がありまして、杉井厳一弁護士の御意見なども聞かせていただきました。また、私の手元の方に、弁護士会関係の方、ほか市民団体の方なんかも、意向を、要望書等を寄せていただきましたが、そうしたこの間の参考人質疑とか要望書などの感じから、今回の

この審議している法案に対して、弁護士会の意向が十分反映されていないのではないかとというような感じを私持つわけでありますけれども、その点につきまして、副本部長の法務大臣のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○森山国務大臣 この法案は、国民からの意見を募集いたしましたほか、最高裁判所、法務省とともに日弁連からもヒアリングを行いまして、その結果を踏まえて立案作業を進めた上、司法制度改革推進本部の顧問会議等における検討を経て提出するということになったものでございます。

○石原(健)委員 そうしますと、意向は十分反映されているというふうにお考えになっていられると受けとめてよろしいのでしょうか。

○森山国務大臣 そのとおりでございます。

○石原(健)委員 それから、一般的に、今さら申し上げるまでもないことかと思いますが、弁護士士の立場が検察の立場に比べて不利であつてはならないと思うんです。同じような立場で討議できるようなことが望ましいと思っておりますけれども、そうした点に、今後、いろいろ法案作成されていったり改正される場合、十分配慮がなされるべきだと思いますけれども、その点についてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○森山国務大臣 おっしゃるとおりでございます。法曹三者は、この特に司法制度改革に関連する法案につきましては、皆さん積極的に御意見をおっしゃっていただきますし、その機会も十分設けているつもりでございます。

○石原(健)委員 そのことを要望いたしましたし、前回の質疑でもお聞きしましたけれども、審理に非常に長時間かかるものがあるのは何故原因かとお聞きしました。山崎事務局長さんから御答弁いただきましたけれども、これから述べるようなことが原因だと考えている方たちもおられます。

こうした考えには何か反論があるのかどうか、お聞かせいただければと思いますけれども、現在、一審判決まで二年以上かかっているのは、刑事訴訟では〇・四％、民事訴訟でも七・二％とい

う状況です。長期化の印象を持ってしまうのは、マスコミに取り上げられる社会的関心の高い刑事事件などで、例えば、公訴事実が極めて多数の事件や、証人、証拠が膨大な事件などであり、しかも検察側の証拠開示が十分に行われていないため、供述調書の任意性、信用性が争点となり、その整理に膨大な時間と労力がかかっているためです。こういうことですけれども、感想をお聞かせいただけたらと思います。

○山崎政府参考人 一般的な見解としては、何回か御答弁させていただいていると思いますが、確かに、事件数として、民事も刑事も、パーセンテージでそれほど多くないということはあるわけではございませんけれども、やはりあるものはあるわけではございません。そういうものがあるものについては、非常にやはり社会が注目しているもの、それからやはり国民が関心を持っているものが多いわけでございまして、そういうものについて努力しなくてはならないかというところはやはり問われなければならない問題だろうと思っております。

それから、例えば刑事事件につきまして大事な視点は、もちろん被告人の人権の問題、これも当然尊重しなければならぬことでございますけれども、例えば、被害者がおられますと、被害者の遺族の方の感情、それから社会がこれを見る目、そういうものが風化してしまわないということ、そういう視点も重要になるわけでございまして、それなりのいろいろな考慮をいたしますと、必要な権利はきちつと行使していただきたいと思っております。その中でもやはり早目に判決をするということがどうしても必要になるということだろうと思っております。

それから、ただいま御指摘がございました証拠開示云々という問題もございました。これは、事件によつて、個別の事件を申し上げるわけにまいりませんけれども、一般論として、さまざまな問題があるというふうにも伺っておりますし、それは、証拠開示の問題としては御不満のある方もおられるかもしれませんし、また、弁護士の訴訟

の進行のやり方について問題があるというふうな指摘される方もおられますし、場合によっては、裁判所の最初の、初期の争点の整理、こういうものが十分でなかったと言う方もおられます。いろいろな原因があるかと思えます。

そういう原因を今回の迅速化のこのシステムの中できっちと把握して、じゃ、将来的にどういうふうにしていったらいいかという政策に結びつける、あるいは迅速化のために人的なものが足りないということであればそれをふやしていく、こういうふうにつなげたいということでございます。御意見はいろいろあるかと思いますが、それだけが真実ではないというふうに私は考えております。

○石原(健)委員 迅速化法案では、当事者の責務についても規定しております。民事訴訟の当事者や刑事訴訟の被告人については、正当な手続上の権利の行使を妨げるようなことがあってはならないと考えますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいまも若干触れさせていただきましたけれども、やはり当事者の権利というものは当然あるわけでございますし、やはりきちっと正しい権利は行使していただいて、やることは十分にやっただ上、その上で、お互いに努力をして、裁判の期間がなるべく短くなるようにというのが今回の法案の趣旨でございます。

したがって、そういう観点で、法文の中にも当事者の正当な権利利益を害することがあってはならないというふうなうたわれておりますし、それはそのことを考えたからでございますし、今後、今後というか、いずれにしましても、必要な審理が尽くされないまま当事者の権利行使が制限される、こういう事態が生じてはならないということは当然というふうに理解しております。

○石原(健)委員 最高裁による検証が行われます。その検証の内容が人事異動の際の参考資料等になつてはいけなく考えますけれども、そのようないことは絶対ないのかどうか、お答えいただけますか。

きたいと思えます。

○中山最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

検証は、裁判の迅速化を推進するために必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況やその長期化の原因などを事件の類型ごとに調査分析することになるかと思えます。

そのように、事件の類型ということを考えてデータを収集し分析をしていくということになりますと、これは個別の事件というものに殊さらに焦点を当ててということにはならないと考えておりまして、検証の結果を裁判官の人事評価に結びつけるということとは、そういう意味でもあり得ないというふうにお考えしております。

○石原(健)委員 次に、計画審理が行われる際、審理計画が策定されるのはどのような場合なのか、詳しく御説明いただけたらと思えます。

○房村政府参考人 審理計画を策定する必要があるのは「審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であること」というのを法文でうたっておりますが、具体的には、大規模な公害事件、あるいは専門的な事項が争点となる困難な医療過誤事件、あるいは建築紛争事件、こういったものが典型例でございます。

○石原(健)委員 計画審理の場合、当初想定されていなかった争点が問題となることも間々あると思えます。柔軟に対応していくことが必要かと思えますけれども、審理計画の変更は、どのような場合、どのような手続で行われるのか、御説明いただけますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、訴訟というのは進行につれて状況が変わってまいります。

そういうことから、今回の法案でも、一たん定めた審理計画を変更できるということとしておりまして、具体的には、この百四十七条の三の第四項で、「裁判所は、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方と協議をし、その結果

を踏まえて第一項の審理の計画を変更することができ。」こうなっておりますので、御指摘のような事情の変更がある、あるいは新しい証拠が出てくる、こういうことがあって従来の計画のままではまずいと思えば、両当事者と協議をして、その結果を踏まえて変更をしていくということになるかと思えます。

○石原(健)委員 今回の改正では、医事関係事件や建築関係事件などの専門的な訴訟への対応強化が図られることとありますけれども、現在、これらの専門訴訟のうち、例えば医事関係訴訟について、その事件件数とか審理期間の現状がどうなっているのか、お聞かせいただけたらと思えます。

○園尾最高裁判所長官代理者 それでは、専門訴訟と言われる幾つかの類型について、事件数、審理期間などについてお答えをしたいと思います。まず、お尋ねの医事関係訴訟につきましてですが、平成十三年には全国で八百五件という数値になっておりまして、平均審理期間は三十二・七カ月ということになってございます。

もう一つ、建築関係訴訟についてですが、これは東京、大阪の両地方裁判所の統計数値でございますが、平成十四年には両地方裁判所で合計九百三十五件ございまして、平均審理期間は十六カ月から十九カ月かかってございます。

最も専門性が高いというように言われておりますが、特許権その他の知的財産権訴訟につきましては、平成十四年の新受事件数は全国で六百七件ございまして、平均審理期間は十六・八カ月ということになってございます。

○石原(健)委員 想定することはなかなか困難かと思えますけれども、こうした難しい事件の審理期間が今度の迅速化法によってどのくらい短縮されるかと推定されておりますでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 これは大変困難な事件ですので、これまであらゆる努力をして事件を進行してまいっておりますが、ただいま申し上げましたような実情にございます。

今後といたしましても、あらゆる努力をして行うという所存で裁判所としては取り組んでいくということになるかと思えますが、今回のこのような法律ができることをきっかけとして、多くの関係者の方々にも御協力をいただけて、少しでも改善されるように努力をしたいということでございますが、まだ具体的な数値については、これから努力をして成果を出していきたいというふうに考えておるところでございます。

○石原(健)委員 わかりました。次に、専門的な訴訟におきましては、裁判官が争点に対する判断をする際の証拠調べの手段として、鑑定なども利用されていると思えますけれども、今回の改正では、鑑定手続についてどのような改善が図られておりますでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、専門的事項が問題となる訴訟においては鑑定人の活用が不可欠でございます。

ただ、鑑定人につきまして、現在の法律では、鑑定人が意見を述べるための手続については証人尋問の規定をそのまま準用しておりますので、鑑定人に対する尋問に当たりまして必要以上に敵対的な発問がされる、あるいは鑑定人が意見をまとめるために十分な説明がしにくい、こういうような問題点が指摘されております。

そこで、この法律案では、鑑定人の性質にかんがみまして鑑定に対する質問の形式を今回整備いたしました。まず、鑑定人質問という形にしておりまして、証人尋問の規定の包括的な準用を改めまして、鑑定人が口頭で意見を述べる場合には、まず鑑定人から鑑定事項についての意見を述べていただく、その後に質問をする、そしてその質問の順番も、裁判長、当事者の順、こういうことになりました。こういうことにより、鑑定人が意見を述べやすいというふうな配慮をしております。

それから、鑑定人の意見の内容を明瞭にしましたはその根拠を確認するために、鑑定人に補充的に意見を述べさせることができるということを明らかに

かにしております。これは、鑑定人は原則として書面で意見を出しますが、書面だけではわかりにくいために通常口頭でそれを補充していただいているわけですが、それをこの鑑定人質問の形で行えるということをご明らかにしたものでございます。

また、鑑定人には非常に多忙な人も多いので、法廷への出頭が困難な場合があることを考えまして、鑑定人がいわゆるテレビ会議システムを利用して意見を述べることでできるというその範囲を拡大しております。

以上のような改正を行っているところでございます。

○石原(健)委員 家庭裁判所調査官の活用の方針でございますが、どのように活用されるようになるのか、御説明いただけたらと思います。

○房村政府参考人 今回、人事訴訟法におきまして、人事訴訟を家庭裁判所に移管いたします。そうなりますと、人事訴訟に伴って、例えば離婚に伴う親権者の指定であるとか、あるいは付随処分として子の監護に関する処分等が求められる、こういう場合がございまして。

これらの問題は、まさに家庭に関する専門的知識を有しております家庭裁判所調査官を活用するのにふさわしい場面であるということから、今回の人事訴訟法案におきまして、こういった親権者の指定とか付随処分についてはいわゆる法廷での証拠調べとは違う裁判所の調査というものができるということを定めまして、かつ、その調査については家庭裁判所調査官に調査を命ずることができるとしております。

そういう場面で家庭裁判所調査官の専門知識を活用していただいて、その調査の結果を書面または口頭で報告していただいて、裁判所がそれに基づいて親権者の指定あるいはその他の付随処分を適切に判断できるようにする、こういうことでございます。

○石原(健)委員 そうしますと、調査された相手方がいろいろその調査に対して不服申し立てをし

たり、それは間違っているぞとか指摘したり、そういうことは考えられるのでしょうか。

○房村政府参考人 これは、調査の結果を裁判に活用する場合に、訴訟当事者がそれに対して十分な防御を尽くすという機会を保障する必要があるのは御指摘のとおりでございます。

そういうことから、今回、調査の記録についての閲覧ということも制度として設けまして、裁判所の許可によって閲覧ができるようにしておりますが、当事者が閲覧を求める場合には原則として閲覧を許可する、こういう扱いとしております。

ただ、事実の調査の内容は、個人のプライバシーあるいは秘密にわたる事柄が多く含まれますので、一定の場合には当事者であっても閲覧を許すことができない場合もございまして、そういう場合については特に要件を定めまして、それ以外の場合には当事者には閲覧をさせる、こういうことになっております。

○石原(健)委員 これからも司法制度改革は進んでいくと思うんですが、現時点におきまして、法務大臣は今後の改革にどのように取り組んでいくお考えか、お聞かせいただけたらと思います。

○森山国務大臣 おっしゃるとおり、司法制度改革は非常にまだまだたくさんやるべきことがございまして、この法案は、第一審の訴訟手続を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させることを目標にいたしまして、運用面における充実した手続の実施とこれを支える制度、体制の整備という総合的な方策を実施することによりまして、裁判の迅速化を実現しようとするものでございます。

司法制度を所管する省庁の責任者としていたしましては、適切に司法の人的、物的基盤の充実強化を図られる必要があると考えますとともに、最高裁判所の行う裁判の迅速化に係る検証の結果を踏まえながら、必要な法制上の措置を講じるなどいたしまして、国民にとって身近で信頼される司法制度の構築に全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○石原(健)委員 終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

迅速化法案の最高裁判所による迅速化推進のための検証についてお聞きをいたします。

五月七日に当委員会での私の質問に対して、推進本部の山崎事務局長から裁判の独立にかかわる重大な答弁がありまして、そのまま放置できませんので、その問題からお聞きをしたいと思っております。

最高裁判所にお聞きをいたします。

現在、迅速化法はありませんが、そのもとでも進んでいる最高裁判所による裁判迅速化を進めるための、既済事件及び未済事件についてのどのような調査をしているのか、すべて明らかにしていただきたい。

○中山最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判の迅速化を進めるためにのみ行っている調査というものはございませんので、最高裁判所において全体的にどのような統計調査を行っているかという観点から、民事事件、刑事事件を例にお答え申し上げます。少々長くなります。

裁判所で取り扱われている事件の数的な実態を把握するため、最高裁では裁判統計を作成しております。民事、刑事の第一審訴訟事件についていえば、既済となつた時点で、事件の種類、受理区分、当事者数、訴訟代理人の有無、証拠調べの有無、終局区分、審理期間等を調査しており、そのデータをもとに司法統計年報あるいは裁判所データブックという形で裁判統計を公表しているわけでありまして。

一方、未済事件につきましては、数的な把握という点で、各庁ごとに、各年及び各月ごとに、事件類型別、民事で申し上げますと通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟などでありまして、刑事事件については通常事件、略式事件などありますが、

それごと未済件数、未済の人員といった数のみの統計をとっております。

このような一般的な統計以外に、司法行政上の目的から既済、未済事件について調査することがございます。

民事事件については、例えば医事関係訴訟事件、建築関係事件、公害関係事件、株主代表訴訟事件につきまして、事件受理時に事件番号、受理年月日等、また、終局時に終局年月日、終局区分等の項目について報告を求めています。

また、刑事事件につきましては、月間刑事手続調査表ということで、通常第一審事件の請求者別の証人の人数等、これは証人の予算等を把握するためにございまして。あるいは、長期係属事件個別調査表ということで、まず、毎年十二月三十一日現在における未終局事件で係属二年を超えるもの、それから、これに該当し、さらにそのうち事案複雑等を長期化の事由とするもの。それから、これは裁判員の負担等を検討する際の資料収集の目的であります。平成十四年一月一日から十二月三十一日まで、指定庁の所定の期間内で第一回公判期日が開かれた通常第一審事件というものも調べたこともございます。

これらの未済事件あるいは審理事件の調査は、各庁における審理事件、未済事件の状況、事件の動向というものを把握することによって、裁判所として、今後どういった増員要求をしていくか、毎年毎年の各庁に対する人的配置をどうするか、未済事件が非常にたまってまいりますれば臨時的に人を配置する必要があるかどうか、そういったものに使うわけでございます。

以上が、刑事、民事についてのおおむねのところでございます。

○木島委員 それでは次に、裁判迅速化とは全く関係ないことで結構ですが、個々の裁判に関して、特別に最高裁判所が報告を求めている事件としてどんなものがありますか。どんな項目について報告を求めているんでしょうか。世上、報告事件としてこれが弁護士会の方からは大問題にされ

ているとは思いますが、この実態を教えてください。

○中山最高裁判所長官代理者 先ほど、裁判の迅速化を進めるためにのみ行っている調査というものはないということで、全般的なところをお答えしたというふうな私どもの方としては理解してお答え申し上げたわけでございます。(木島委員「報告事件について」と呼ぶ)

報告事件でいいますと、例えば民事事件についていえば、医事関係訴訟事件、建築関係事件、公害関係事件、株主代表訴訟事件等について求めているということでございます。

○木島委員 報告事件については何を求めているんでしょうか。

○中山最高裁判所長官代理者 先ほどもお話し申し上げましたが、事件受理時に事件番号、受理年月日、あるいは終局時に終局年月日、終局区分、人証調べの有無、鑑定実施の有無等の審理の状況を含んでおりますが、そういった項目について報告を求めています。

○木島委員 憲法第七十六条第三項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」として、裁判の独立、裁判官の独立を保障しております。最高裁判所による個々の裁判に関する調査は、それ自身が、調査自体が、この裁判の独立、裁判官の独立に大きな影響を与えるのではないのでしょうか。

最高裁判所は、先ほどの答弁ありましたが、そのような調査報告を求めるに当たり、この憲法上の要請にどのように配慮しておりますか。

○中山最高裁判所長官代理者 裁判官の独立につきましては、外部からの独立はもとより、内部からの独立というのも非常に重要でございます。そこで、これらの調査に当たりましては、基本的に、外形的な実態を把握するということとをベースにして考えております。

長期未済事件につきまして、特に人的配置をしなればいけないというような要請もありません。

で、そういう場合には個々の事件を調査するということになりましても、その際にも、証人の人数、証拠調べの回数、公判回数、そういった外形的、客観的な事実を調査するにとどめておりますし、また、特定個々の事件を拾い出して調査するようなことはしておらないということでございます。

○木島委員 裁判所法第八十条は、司法行政の監督について規定しております。それを受けまして、裁判所法第八十一条は、この司法行政上の監督権と裁判権との関係についてこう規定しております。前条八十条の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、またはこれを制限することはない、そういう条文であります。

これは最高裁でいいんでしょうか、この条項はどのような趣旨で、どのようなことを規定しているかと承つたらいいますか。

○中山最高裁判所長官代理者 先ほども御引用がありましたけれども、憲法七十六条第三項は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定しております。これは、裁判の公正を保障するため、司法の外部の独立ということで、立法機関や行政機関からの干渉を排除することはもとより、司法部内の上級裁判所等の干渉をも排除して、事件担当の裁判官の自主性、独立性を要求するものであります。

そこで、本条は、上記憲法の規定を受けまして、司法行政上の監督権も裁判官の裁判上の権限行使に干渉することができないということとを規定したものであると認識しております。

○木島委員 私はここに、最高裁判所事務総局総務局が発行している「裁判所法逐条解説」、これはちょっと古いんですが、昭和四十四年一月の出版物を持っております。「裁判所法逐条解説」下「百五十八ページにはこのような文章が書かれていいます。

「司法行政の監督権にもとづき、たとえば、係属中の具体的事件について、その審理方法を指図

し、事実認定または法律適用上の見解を述べて、いかなる裁判をなすべきを示すことは、たとえその動機が当該裁判官の裁判を正当な結果に導こうとするものであつても、許されない。」こう書かれております。

ここまではいいんですが、一昨日、当委員会におきまして、私の質問に対して山崎事務局長が、未済事件についても今回の迅速化法案の最高裁判所による調査、検証の対象になる、そして証拠採用の有無、当事者から証拠申請があつたが却下された等の状況に至るまで調査の対象だと答弁をされましたが、ずっと今、最高裁から裁判の独立、裁判官の独立と司法行政との関係を聞いてきましたが、一昨日の山崎事務局長の答弁は、やはり司法権の独立、裁判官の独立、裁判の独立からいって大変な行き過ぎではなからうかと私は疑念がぬぐい去れないわけでありまして。

答弁を撤回されるか、答弁を訂正されるお気持ちはありませんか。

○山崎政府参考人 おととい、私この点、答弁させていただきました。この点につきまして、当日突然の御質問でございまして、事前には通告がなかった点で、若干正確な点があつたかもしれせん。

確かに、私がお答えしたのは、未済事件でございまして対象になるというふうには申し上げましたけれども、やはり調査分析についてどのような事件を最終的に対象にするかということとございまして、やはり分析を行う趣旨とあるいは個々の裁判の独立等の関係、これを十分に考慮して最高裁判所において判断されるということになろうかと思ひますけれども、ただ、個々の裁判官の独立に十分配慮するという観点から、原則的には既済事件、これを中心として行われるのが相当であるというふうにと考えているところでございます。

後ろの点、言葉が足りなかつたと思ひますけれども、全体的には対象になりますけれども、やはり既済事件が中心になるべきだというふうには考えております。

ております。

○木島委員 前回の答弁から大分変わりましたが、いいですか、既済事件が調査の中心になるという答弁をしましたね。そうすると、中心というのは外辺部があるわけです。原則と例外があるんですね。そうすると、未済事件、これは専門用語ですからわかりやすく言いますと、現に進行中の事件も場合によっては調査の対象になるという答弁であります。

もう一つ大問題なのは、最高裁判所においてその辺は決めるんじゃないかという答弁がありました。私は、これはもう大問題だと思ひます。

丸ごと、丸投げを最高裁にこの法案はしているんですか。確かにこの法案第八条には何にも書かれていない、それで私はここを掘り掘り聞いていっているんですが、どういう事件を対象にして、そしてどういう調査項目で調査するか、もう全部それは最高裁に丸投げなんだ、それがこの迅速化法案第八条の趣旨なんですか。

いろいろ幾つか複合して質問しましたが、事務局長、答弁してください。

○山崎政府参考人 具体的な調査方法等につきましては、これはもちろん裁判所の方が主体になつておやりになることとございまして、それを法律で決めていないということは間違いございません。

ただ、先ほどからいろいろ御質問が出ておりますけれども、やはりこの調査に当たつて個々の裁判の独立に影響を与えてはならないということ、これは裁判所法にきつとつたわかれていてございまして。もちろん憲法上の要請でもあるということとございまして、この法律に書こうと書くまいと、当然その趣旨、法律の適用を受けているわけでございまして、そういう点については十分に配慮しながら調査をしなければならぬということになろうかと思ひます。

それでは、未済事件がすべて除かれるのかというところになりますけれども、私は、それはすべてとは申し上げておりませんけれども、十分な配慮

て、その検証については第三者を含めた機関にすべきである、こういう御指摘だろうというふうには私は理解をしております。

○木島委員 今の答弁によっても、顧問会議は、二年以内のできるだけ短い時間に一番裁判を終わらせろということ、それに有効な方策を考えろという提起はあったけれども、最初に顧問会議から、そのために最高裁の検証制度をつくれなんということを言われたわけじゃないというのは、今答弁でも出ましたね。

言ってみれば、私は、推進本部の事務当局がこれは独走したんじゃないかと思うんです。それはなぜかという、二つの問題があるからじゃないか。一つは、司法制度改革審議会そのものは、非常にガラス張り、審議が透明でしたよ。しかし、どうもこの立法過程の中でガラス張りでなくなつた、密室での審議になつてしまつてゐるということ、国民の、民間人の意見が入らなくなつてゐる。日弁連の委員もわずか数人だけ。ほとんどが、法案づくりの携わつてゐるのは、非常に優秀なんですよ。曲がついてゐる。そこでこんなへんちくりんな制度が今生み出されようとしてゐるんじゃないかと思つてなりません。

先ほど私が挙げた「裁判所法逐条解説 下」の百五十九ページには、このようなことも書かれております。

「司法行政の監督権が排除される」「裁判官の裁判権」は、あくまでも裁判の内容であつて、裁判を行なうにあつてとるべき態度または守るべき義務については、司法行政の監督権が及ぶことを注意すべきである。大事なのは次なんです。「たとえば、裁判の処理について、それが憲法および法律の精神に従ひ、公平、迅速、適正に行なわれるよう一般的な訓示や研修を行なうことは、許される。」と書いてあるんです。非常に詳しい説明がほかにもあります。

この文章を解説いたしますと、いいですか、「裁判の処理について、それが憲法および法律の

精神に従ひ、公平、迅速、適正に行なわれるよう一般的な訓示や研修を行なうことは、許される。」と書いてあるということは、逆に言うと、最高裁の当局がいろいろ個々の裁判官に対してやつていいことは、一般的な訓示や研修まではよいけれども、具体的な個々の裁判官に関して根拠り葉振り調査したり検証したりしてはいかぬ、一般的な研修はいいいことじゃないんでしょうか。これは最高裁がつくった本ですから、最高裁、そういう趣旨に読めませんか。

○中山最高裁判所長官代理者 基本的にはおっしゃるとおりだろうというふうには思つております。

○木島委員 そうすると、私は、この迅速化法第八条というのは、やはり根本的な見直しを求められてゐるんじゃないか。修正のいろいろ努力が与野党間であつたようでありすが、やはり、もうちょっとこれは、憲法問題ですから、必要なんじゃないかと思つてなりません。

時間が来たようですから、最後に法務大臣に一言。最高裁による検証問題については、憲法上、裁判の独立、裁判官の独立、これを脅かしてはならぬと思つてゐますが、私は、それに重大な危惧を、いまだに、きょうの答弁を聞いてもぬぐい去ることはできないわけでありすが、推進本部副部長たる法務大臣、裁判官の独立、裁判の独立に関するこの検証との関係についての御所見を承つて、私の質問は一応終わります。

○森山国務大臣 最高裁判所が検証を行うに当たつて、個々の裁判官の独立に影響を及ぼすことが許されないのは当然のことと存じます。

○木島委員 終わります。

○山本委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社会民主党の保坂展人です。きょうは、締めくくりに当たつて、大変基本的な問題について最高裁にお聞きしたいんですが、ちょっと歴史的な経過のおさらいなんですけれども、戦前の司法省と大審院の関係と、現在の法務省と最高裁の関係はどういうふうな、何が違うん

でしようか。

○中山最高裁判所長官代理者 日本国憲法の規定を受けまして、最高裁判所は、司法省とは全く別の司法の独立機関ということにされてゐるわけでございます。

○保坂(展)委員 法務大臣と同じ質問なんです。戦前の司法省、大審院の係と法務省、最高裁の係は全く違うものというのであつてほしいんですが、どうも、今答弁席に立つてゐる方たちはとも裁判官ですから、法務省にはたくさん裁判官が身分を変えて出向という異動というか、されてゐるわけですね。本当にこれは、きちつと三権分立が行われてゐるのかということ、私は、私、ちよつと疑問なんですけれども、認識を伺いたいと思ひます。

戦前から戦後にかけて、司法省が法務省になつた、そして最高裁は裁判の独立ということをかち取つたわけですが、それは本当に生きてゐるかどうか。

○森山国務大臣 それは、昔のことは、私、存じませんけれども、現在は立派にそれぞれの立場をわきまえてきちんとやつてゐると思ひます。

○保坂(展)委員 それで、資料を今配つていただいてゐると思ひますけれども、私もこれを見て大変驚いたわけなんですけれども、現在、司法制度改革審議会で、特に冒頭、私にとつて大変関心がある、国民にとつても関心がある、これは行政訴訟法案の議論をしてゐる際に、こちらの十一人の委員に対して、とりあえず資料が配られる、その前にメールなどで送信をされるというところに、例えば、文書に添付されてゐた見出しのところに、「法制局修正」、「最高裁修正で確定」、「最高裁案に修正をしたもの」とか、「最高裁意見+法制局見出し」とか、「最高裁案で確定」という文言が見られた。これは委員からも、何だこれは、どうなつてゐるんだという声が上がつたようだけれども、事務局長、どういふことですか、これは。

○山崎政府参考人 この点につきましては、幾つか報道がされて、この記載等につきまして、それから我々の文書管理に關しまして、いろいろ不手際もございまして、いろいろ誤解を生じたということについては遺憾に思つております。

まず、事実関係でございますけれども、事実関係は、私どもで検討会がございまして、四月二十五日の検討会でございますけれども、そこへ七通の資料を提出させていただいたわけでございますが、その資料について、我々の方で原案のもの、まだ確定はしてありませんが、これを作成いたしましたので、私どもの方には担当者はおりましたけれども、現実の裁判例とか、いろいろな行政事件の種類、さまざまございまして、こちらに十分な資料がございませぬ。そういうこともございまして、従来から、担当者同士では、粗っぽいものをつくつたときに一応お見せして、何か指摘があればしてくれということをやつていたようでございます。

そういうことから、お渡しをして、何か所か今言いましたような指摘がございまして、指摘を踏まえて私どもでもう一度判断をして、必要なものは修正をして最終的な資料として委員各位にお配りをした、こういう経緯でございます。

その段階で、資料としてお送りするときにメールで送つたわけでございます。そのときに、本来の資料と一緒にくつておられますプロパティ、これが同時に送付された、そこに今委員御指摘のような見出しの記載があつたということでございます。

○保坂(展)委員 つまり、今の事務局長の答弁だと、本当は丁寧に消しておかなければいけないものをちよつと消し忘れてしまつた、こういうミスが誤解を与えた、こういうふうな私受け取れるんですが。

最高裁に伺ひますけれども、この中で私驚いたのは、さつき同僚議員の話の中にも最高裁の検証の話が出ていたけれども、今度のこの司法制度改革審議会の、法案をつくるタイミングにもそういう議論をしましたけれども、やはり国民に開かれた

議論をして、そして総理大臣が本部長になってやっているとすね。各界の意見を取り入れて重要な法改正をする、司法全般にわたった改革をするという。特に行政訴訟というのは、これは一番、一般の市民あるいは国民と国である行政機関との力の差があつて、大変いろいろな問題を指摘されている分野でございす。そこに「最高裁案で確定」というのがあるんですよ、これは。

「最高裁修正で確定」というのは、事務局の方が、どういふものかわかりませんよ、まだ今、詳細求めたいと思ひますけれども、こういうことを考へていますが事務的に間違ひないですかと聞いたというやうな説明がさつきありました。しかし、「最高裁案で確定」というのは、最高裁は案を出してゐたということじゃないですか、これが本当だとすると。これは本当にゆゆしきことで、どういふことですか。最高裁、案を出してゐたんですか。

○中山最高裁判所長官代理者 「最高裁案で確定」といひましても、最高裁が案を出したわけではございせん。

資料三の「管轄の拡大についての主な論点」というものが、一から五まで書き込まれてある資料がございすが、これが最高裁案で確定されたというふうに言われているものであります。これについて最高裁がどういふ意見を述べましたかといひますと、五項のところに「管轄を拡大すべきでない類型の事件はないか」ということで、事務局の方からは、「管轄を拡大することが相当でない類型の事件はないか」というやうなことがあり、そのことについて、これに見合うやうなものを扱った判例はないかということを聞かれ、その結果、そこに「例えば、中央労働委員会の救済命令取消訴訟などについてはどうか。」という部分が附加されただけであります。

いわば例を提供しただけでありまして、こちらの方、最高裁といひましても、「最高裁案で確定」と書かれるやうなものではないというふうに思つております。

○保坂(展)委員 法務大臣に伺ひますけれども、司法制度の副本部長でもいらつしやるわけですね。もう一つお配りした資料には、日弁連の事務総長大川さんからの山崎事務局長あての、これは申し入れ書というか、抗議文もあり、また提案もありというものが出されてゐるやうでございす。これは単純なミス、不注意のたぐひのことであつたのか。

しかも、これは大変国民にかかわりのある領域でございすから、事務局長にもその後に関きまされども、誤解であれば誤解だということはこの法務委員会ですっかり示してゐたでございす。いろいろなケアレミスでというふうになつて、どういふ領域の分野で、どういふ意見があり、そしてそれがどうだつたのか、経過を、これは全部お答えいただく準備もないでしようから、しつかり調べてやつていただきたい。大臣の見解を伺ひます。

○森山国務大臣 事務局においていろいろな法案を立案いたしますときに、検討に当たりましては、最高裁とか日弁連等の関係機関と事柄に応じて随時意見を交換するということは必要だと考へておりますが、御指摘のこの問題につきましては、この記載ぶりに大変誤解を招く不適切な点があつたかと思ひます。

検討会における検討を充実したものとすため、必要な意見交換を関係機関との間で行つたというところは大事なことは思ひますし、そのやうなことだと理解してありますけれども、この申し入れ書にございすやうな見出しがつけられていたというところは、非常に誤解を招く、間違ひだつたと思ひます。

今後とも、引き続きさまざまな方面の意見を幅広く聞いていかなければいけない性格のテーマでございすので、司法制度改革については各方面から意見を伺ひなければいけないわけではございすが、そのやうな過程におきましては、検討会における検討が充実したものとすましように、しかも誤解を招くやうなことがないように、今後十

分気をつけてほしいと考へております。

○保坂(展)委員 事務局長に伺ひますけれども、日弁連はここで、第一トラック、第二トラックと事務局の方で分けられて、そしていろいろな議論が推移してきてゐることに、率直に言つて、不信感を持つてゐる、もう一回仕切り直しをしてほしいという内容が書かれてゐますよね、申し入れ書の中に。

今私は、司法制度改革審議会の設置法案の審議のときのことを少し思ひ出しているんですけども、事務局が問題だと。かつての臨時司法調査会ですか、臨司、内閣に置かれた。事務局が、公平中立にして、その委員の皆さんをしつかりフォローしながら、委員主導というか、まさに委員が議論をするということではなければならぬ。その事務局が、言つてしまへば、司法官僚の意を酌んでしまふやうなことがあつてはいけないんじゃないかと、事務局の問題をこの法務委員会随分議論したんですね。

今回のこの消し忘れメール、これが、しかし、語句がやはり「修正」とか「最高裁案」と。少なくとも、パソコンを扱つた現場の事務局の方の意識の中には、内閣法制局から修正、そして最高裁が了承とか意見、まあ最高裁は本意だと言つていますが、そういう意識があるんですよ、言つてしまへば。

だから、ここに資料がありますけれども、どういふ内容において、非常に基礎的で技術的なことなんだと言ふのであれば、この五つが何だつたのか、すべて明かしていただきたい。当委員会に報告してください。

○山崎政府参考人 何点か御指摘があるかと思ひますが、まず、若干御説明をさせていただきたいと思ふんですが、確かに私どもの方のプロパティがそのまま参りました。その見出しです、これは確かに非常に不適切な文言が書かれてゐるというふうに思ひます。

んけれども、いろいろな方に必要な意見はお伺ひします。最終的には、それをどうするかは自分たちの判断で決めるという姿勢です。これは変わりません。そういうものを御提示して、今度、検討会がございすので、検討会の方にそれを土台にしていただいて十分な御議論をいただいて、その立案を定めていく、こういうことで、これは従来も今後変わらない、そこはきつちり意識をして、我々が主導するのではないということは肝に銘じたいと思ひます。

それから、御指摘の箇所がございすが、これにつきましては、また当委員会の方で御指示がございすれば、私どもとして提出をさせていただきますと思ひます。

○保坂(展)委員 私は、これは理事会協議とかという問題じゃないと思ひますよ。これは事務局の姿勢が問われているわけですよ。

私は、余り何回もありませんが、法案作成の過程に議員としてかわつたときに、例えば第一案、第二案とか第三案とか出てきますよね。これは貴重な資料なんです。定義のところどうするかとか、さまざま、まず概括的な議論をするところから始まりますでしようね。それがどういふ過程を通つてきたのかと。本日は、この「見え消し」というところを出してほしいんですよ、どういふふうに見え消したのか。今事務局に聞いたら、みんな消去して、ないと言ふんですよ。これはどうなのかと思ひますけれども。

少なくとも、どの範囲の議論について、その事務に当たつた方が内閣法制局の修正とらえてどういつた整理をしたのか、最高裁の意見で確定というふうに決めたのか、それはどの範囲でどういふ項目なんだというの、やはり出す義務がありますよ、これは国会に対して。

○山崎政府参考人 今回の件について、これは残つておりますので、必要なものは全部お出しをいたします。

○保坂(展)委員 では、次に進みます。前回、専門委員について随分と議論をさせてい

ただきまされたいけれども、この専門委員について、関係者からの声を聞いてみると、これは最高裁に答えてもらった方がいいでしょうね、運用の部分にかかわってきますから。やはり非常に強い反対意見がありますね。

特に、ジャンルを絞って言えば、医療です。これはなかなかやはりギルド的で、患者の側が、カルテの開示も十分じゃないという状態の中で医療過誤事件を提訴した場合に、言ってみれば、訴えられた側の病院なり医者というのはたかさんのデータを持っていて、訴える側はないわけですね。そこに、医療の場合に専門委員が、公平を期すと前回も言われているんですけども、どうやって公平を期すのか。これは慎重にして慎重を重ねてもいい問題だし、専門委員に入れるのが果たして妥当かどうかということも含めて、これは医療訴訟なんかやってもむだだということにならないように、どういうふうに考えるのか、はつきり答えていただきたいと思っています。

○国尾最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、法案の案文を作成するという段階から、医療訴訟事件に関しては公平、中立性という点について問題点が指摘されて、大いに議論されたところでございます。

ただいまの御指摘のように、医療事件に関しましては、他の専門訴訟事件とは全く違った様相を呈しておるといいますか、専門家というものが医療の機関そのものあるいは医師の有資格者であるというような点から、一方当事者にもう既に外形的に近い関係にあるんじゃないかという点、その他、先ほど御指摘のような議論がされてまいったわけでございます。

そのような議論の中で、公平、中立性を保つために、当事者の意見を聞くという点について条文を設けるとか、あるいは忌避に関する条文を設けるといような、法案の中ではさまざまな努力がされてきたというように思いますが、裁判所としても、さらにその延長線上で大いに工夫をしていきたいというふうに思っております。

現時点ではまだ検討中ということでございますが、できるだけ幅広く、専門委員についての選択肢を広くしてどうか、あるいは他の管内などの専門委員というものを専門委員名簿の中に入れる、あるいは専門委員として登用してどうかとか、さまざまな知恵を絞っておるところでございます。基本は、法律に書いてあるとおり、当事者の意見をしっかりと聞いて、その手続の中で公平性に関して十分配慮をした姿勢を示していくということであろうというふうに思いますが、運用についてなお一層検討していきたいというふうに思っております。

○保坂展委員 もう一問最高裁にお聞きします。ちよつと簡潔に答弁の方をお願いしたいんですが、最高裁自身による検証が問題になっております。

検察官や弁護士や外部の有識者、裁判所から一定の独立性を持った方がもう少し公平に見るといふ仕組みをつくってはどうかとか、あるいはもう一つ、幅広く、経済界の代表とかそういう方たちだけではなくて幅広い国民、市民が裁判所に意見を届けます。その中には、前回私が指摘したような、NGO等が問題にしている新しい領域の問題、化学物質過敏症を含めて、そういうことを幅広く聞く姿勢が必要だ。

ですから、一つは、裁判所における検証の中にもっと多様な意見を酌み取る構造をつくっていくべきだという点と、専門委員を選ぶ方々なり最高裁がアンテナをしっかりとするためにも、近づきにくいから、あの建物は、御影石でできていますから、これは、非常に近づきにくい建物。そこに、しっかりと、裁判官がむしろ世の中へ出ていってきちんと集めてくる、そういう姿勢を持っていたきたい。

○中山最高裁判所長官代理者 最高裁判所が検証の主体ということになっておりますけれども、これは最高裁判所だけでできるものではないというふうに思っております。ひとりよがりになっても、それはぐあいが悪い。当然のことながら、弁

護士あるいは検察官といった法曹二者の協力も賜らねばなりませんし、いろいろな分析の手法、視点というものを確保するためにも、さまざまな分野の方の御意見というものもちょうだいしなければならぬと思っております。そういった方々の意見が適切に酌み取れるような仕組み、そういったものを構築してまいりたいというふうに思っております。

また、裁判官が外に出ていくべきだということにつきましては、判事補の研修等でも外部派遣を今現実には検討しておりますし、また裁判官が、裁判官の出前教室といったようなことで、小学校、中学校にもかなり今は出向いてきている。あるいは新聞にも、いろいろこうやって、裁判官の気持ちというものを出しているというところで、大分さま変わりしてきていると思っておりますし、さらにこの点、充実させていきたいと思っております。

○保坂展委員 私、一番冒頭のところで、法務省の刑事局長にお尋ねした点があったんですね。これは大変重要なことなので、ちよつと追加的に聞きたいと思っております。

というのは、前回私が指摘したのは、携帯電話の位置情報並びに位置登録情報というのがあって、これは二つ違うんですね。あえて言えば、位置情報というのは、電話をかけたときに発信をした通話記録の中に含まれる、どこからかけたかというのをいっています。位置登録情報というのは、例えば電話をかけていないときにでも、交換局と定期的に結んで、ここにおりますよと位置確認をしているという、この二種類の情報があるわけなんです。

実は、前回も示しましたけれども、郵政省が大変いい議論をしていたんですよ、平成十二年十二月に。これは、電気通信分野における個人情報保護法制の在り方に関する研究会というのがあるんですね。この中にいっぱい出てくるんですよ、この位置情報の話は、これは大変な問題だということを書いてあるんですね。

ちよつと紹介をしますと、要するに、通信の秘

密もさることながら、個人がどこにいるかなんというところは高度なプライバシーだと言っているんですね。そして、この整理では、なかなか境界が不確定であると。さっき言いましたところ、携帯電話やPHSのいわゆる通信をしたときに附属する位置情報は通信の秘密として概念分けできるだろうとここには書いてあります。

もう一つの位置登録情報については、これは通信ではない。いわば電話線みたいなものですからね、位置登録情報というのは。携帯電話の所持者が今東京・永田町にいますよという、この登録ですから、これは通信ではない。だからいいのかというと、しかし、これは、通信の秘密ではないけれども、どこに存在するかという情報は最も高度なプライバシーである。少なくとも、これは通信の秘密に当たるといふことと当たらないからといって、これとは全く違う扱いをすることは適当じゃないというふうに言っているんですね。しかも、いわゆる自己情報についてのいわば開示だとか訂正だとか、そういうこともやはり考えていかなきゃいかぬというふうに言っているんです、実は。

そういうことを踏まえると、検証令状で、これからその人がどこに行くのか、どこに行ったのかというのを、捜査状を使って全然問題がない、通信傍受と全く絡んでこないという前回の答弁は、いささかやはり認識不足じゃないか、うんとと言った方がいいかもしれない。認識を問いたい。

○樋渡政府参考人 要は、位置情報といいますが個人の情報にかかわることであることは当然そのとおりでございますので、そういったものを捜査機関といえども勝手に持っているというものはありませんでして、やはり検証令状という令状をとって必要とあらば今までやってきたところでございます。

したがいまして、捜査にとつて必要であるという判断のもとで、司法の判断を経た上とつていう捜査活動でございますので、そのことに関しまして、捜査機関といまして慎重に配慮しな

がら、司法の判断を受けながらやっているものというふうには承知しております。

○保坂(展)委員 要するに、盗聴法というのは、いろいろ議論したんですね。与野党で激しい議論をして、相当に衆参ともに長時間やりました。それはやはり、通信の秘密ということに対して、捜査がどういう適正な手続をとるのかということであつたと思いますよ。

ですから、これは、通常の令状捜査の場合には、既にある物とかあるいは身柄とかをとるというところでありますから、通信傍受の場合は、これから起きてくる犯罪に結びつくかもしれないという、未来の、かもしれないという捜査でありますよ。したがって、当然外れがある。そういう場合も含めて、本人告知ということが盛り込まれているわけですね、この通信傍受法には。

今、私、整理して言いたいんですけども、検証令状で、捜査側で、これから一カ月この人がどこに行くのか、つまりどこに行きだれに電話をしていくのかというのは、かなり高度な情報ですよ。電話の通信内容の一部も含まれるし、どこでかけたかという情報は、そしてまた、どこに行つたかという情報は、大変重要な情報でしょう。ということについては、この郵政省のガイドラインでもきちつと書いてあるわけですから、やはり本人に対してきちつと告知をすべきかどうかということを考えていきやしない。そこはどうですか。

○樋渡政府参考人 先ほど委員が御指摘になられました犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、この所定の傍受令状によって認められる通信の傍受といえますのは、委員も御指摘のとおり、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意を得ないでこれを受けることと定義されております。

例えば、通信の内容を知ることなく通信の当事者の電話番号等の探知のみを目的として他人間の通信を受けることは、傍受には該当しないとされているところでありまして、通信履歴や位置情報

につきましましては、これをリアルタイムに収集する場合でも同法律の対象とならず、同法律制定前と同様に検証令状によるべきことというふうに現在されています。そういうことで、違うということでございます。

○保坂(展)委員 これはもう、ちょっと時間がないので。

では、件数はわかりましたか、過去三年間。どのぐらい行われていましたか。それだけ答えてください。

○樋渡政府参考人 その点もこの間お尋ねいただいたところでございますが、当局としましては、全国の検察庁を対象といたしまして所要の調査を開始したところでございますが、調査中でございまして、現時点ではまだ把握しておりません。といまいますのは、これは非常に手作業の要ることでございます。要は件数でございますので、その記録、きれいに把握しているわけではない、統計上ないわけでございます。

例えば、最高裁の統計では、これはもう覚えてございまして、十三年とか十四年で十八万件ぐらゐの令状請求があつたということでございますが、それにつきましても、警察官が請求したか検察官が請求したかの区別もありません。当方の方で若干調べましたけれども、当方の方で何件の令状請求があつたかすらの統計もないのでございまして、これを手作業でやっていくところにおきまして、最高裁の御協力を得ながらもこれから進めていきたいというふうに思っております。

○保坂(展)委員 個人情報保護の議論もこの国会でまだ続いていきますので、これは法務大臣にもぜひ関心を持っていただいて、引き続き調べていただけるという御答弁だったので、犯罪捜査も必要です。すね、そういう位置情報なども使う場合もあるかと思ひます。しかし、それが適正な手続によらなければいけないということは前提になりますので、その点を指摘して終わりたいと思ひます。終わります。

○山本委員長 これにて各案に対する質疑は終局

いたしました。

○山本委員長 この際、裁判の迅速化に関する法律案に対し、佐藤剛男君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び自由党の共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。山花郁夫君。

裁判の迅速化に関する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○山花委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、裁判の審理の充実が裁判の迅速化の前提であるということを確認するため、第一条の「目的」について、「公正かつ適正な手続」の表記を「公正かつ適正で充実した手続」の表記に改めようとするものであります。

第二は、裁判の迅速化の実現により当事者の正当な権利義務が侵害されることのないようにするため、第七条の「当事者等の責務」について、「当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。」との規定を加えようとするものであります。

第三は、最高裁判所による検証は外部の有識者による客観的な判断が不可欠であることを明確にするため、第八条の「最高裁判所による検証」について、「総合的かつ多角的な検証」の表記を「総合的、客観的かつ多角的な検証」の表記に改めようとするものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 これより各案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、裁判迅速化法案及び同修正案、民事訴訟法等改正案に反対、人事訴訟法案に賛成の討論を行います。

まず、裁判迅速化法案についてです。

日本国憲法は、公平かつ公正で迅速な裁判を受ける権利を国民に保障しています。行政事件、労働事件、薬害事件、公害事件、医療過誤事件など証拠の偏在等が問題となっている一部の民事事件や一部の刑事事件の審理長期化が社会的問題とされております。しかし、これらは民事訴訟については準証責任の転換、証拠収集手続の抜本的改善など、また刑事訴訟については検察官手持ち証拠の全面開示、取り調べ過程の可視化などによって、公平かつ公正で迅速な裁判の実現を図るべきであります。

しかし、刑事訴訟については、司法制度改革審議会が示した裁判員制度も含め、いまだ迅速化の方策は示されていません。また、民事訴訟についても、今回、民事訴訟法改正案によって方策が示されていますが、極めて不十分です。この状況で迅速化を、専ら審理期間の期限を定め、裁判所や当事者等にそれを義務づけることによって達成しようとするれば、迅速化の名のもとに拙速な裁判を国民に押しつけることになり、裁判の命である真実の発見がなげかりにされ、裁判の公正、公平、適正を犠牲にしかねないのみならず、刑事事件にあつては冤罪のおそれ、民事事件にあつては正当な権利の救済が害されるおそれが生じます。

第二は、最高裁判所による迅速化の検証が、最高裁事務総局による個々の裁判体、裁判官への介入となり、裁判官の独立を脅かすおそれ強いからであります。

審議の中で、検証は、現に進行中の事件も対象として含まれることが否定されませんでした。個別裁判について、証人、検証、鑑定などの証拠採否の有無、計画審理をしたか否か、個々の裁判官の手持ち事件数や処理数など、個々の裁判手続の

すべてが検証の対象となることが明らかになりました。

人事権を持つ最高裁判所事務局がこのような微に入り細に入り個別裁判の調査を始めれば、裁判の独立に対する侵害となるだけでなく、個々の裁判官は萎縮し、裁判迅速化のために、必要な証拠調べを行わないなど、裁判の拙速化が進むことは明白であります。

なお、与党及び民主党、自由党による修正案は、本案のこれらの問題を本質的に解決するものではなく、賛成できません。

次に、民事訴訟法等改正案についてです。

遅延が深刻な事件の迅速化のために、証拠収集手続の創設や主張立証責任の転換などが必要で、今回の改正では、それについて何一つ行われていないまま、裁判所、当事者に審理の期限を義務づける裁判迅速化法のもと、審理計画、攻撃防御方法の提出期間、時機におくれた攻撃防御方法の却下の制度を創設して、迅速化の名による裁判の拙速化を促進することは、裁判の公平、真実発見からも大問題です。とりわけ、経済的、社会的弱者の権利が切り捨てられるおそれを増大させるものです。

第二に、専門委員制度は、専門委員の中立、公平性の確保に関する基本的な懸念が解消されず、また当事者が専門委員の意見を直接弾効できるわけでもありません。さらに、専門委員の選任に伴い、裁判所が鑑定採用に消極的になるおそれも指摘されています。

第三に、知的財産権訴訟の専属管轄化は、地方の企業、個人に必要な以上の負担を強いるだけでなく、知的財産権に関する裁判所、弁護士などの能力を地方から失わせてしまいかねず、日本経済の均衡ある発展の見地からも問題です。

以上、反対の理由を申し述べ、討論を終わります。

○山本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山本委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、裁判の迅速化に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、佐藤剛男君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○山本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、佐藤剛男君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。山花郁夫君。

○山花委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしました、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

裁判の迅速化に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 裁判所における手続の迅速化については、

当事者の正当な権利利益が害されないよう、

当事者の人権に十分配慮し、当事者の防御権を損なうことのないよう、十分な配慮をすること。

二 最高裁判所による検証については、裁判の

独立及び関係者のプライバシーを十分尊重し

つつ、総合的、客観的かつ多角的な検証を確

保するため、法曹三者の協力に加え、外部有

識者の関与を認めるよう、必要な措置をとる

こと。

三 裁判の迅速化に資するため、裁判官、検察

官及び関係職員の増員及び裁判所施設の拡充

など、人的物的体制の整備に努めるよう、必

要な予算措置をとること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

佐藤剛男君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣及び最高裁判所事務総長から発言を求められておりますので、順次これを許します。森山法務大臣。

○森山法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山本委員長 次に、竹崎最高裁判所事務総長。

○竹崎最高裁判所事務総長 適正な結論とそのための充実した審理という裁判の最も基本的な要請のもとで法の求める迅速な裁判を実現していくため、最高裁判所としては、附帯決議の御趣旨に沿って、必要な司法行政上の措置を講じてまいりたいと考えております。

そのため、裁判官の増員を初めとする人的、物的体制の整備に努めるとともに、検証に当たっては、御指摘のような慎重な配慮のもとに、他の法曹の協力を得つつ、外部の有識者にも関与していただけるような仕組みを考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 次に、内閣提出、民事訴訟法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、佐藤剛男君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。山花郁夫君。

○山花委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしました、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 計画審理については、当事者との協議により、その納得の上で実施されるよう努めるものとし、迅速な審理のために審理の適正、充実に要件及び手続について周知徹底を図ること。

二 訴えの提起前における証拠収集の処分等については、司法制度改革審議会意見書が「訴えの提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充すべきである」と提言していることを受けて創設された制度であることの周知徹底を図ること。

三 専門委員制度の導入については、その趣旨及び手続について周知徹底し、実質的に専門委員による裁判が行われるといった事態を招かないよう、専門委員の中立・公平性の確保と専門委員が関与する際の手続の透明化の確

保について配慮すること。とりわけ、医療過誤事件への専門委員の関与については、特にこれらの確保に十分留意すること。

四 本法による改正後の鑑定人に対する質問については、当事者による尋問を制約するものではないことを周知徹底すること。

五 特許権等に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないよう、電話会議システム及びテレビ会議システムを利用した訴訟手続の制度並びに移送制度の趣旨の周知徹底を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

佐藤剛男君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○森山国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと思っております。

○山本委員長 次に、内閣提出、人事訴訟法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御

一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山本委員長 次に、内閣提出、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森山法務大臣。

刑法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森山国務大臣 刑法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近時、交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会がふえ、特に、殺人や誘拐、強盗等の重大な犯罪の被害に遭うことも少なくありません。

刑法は、明治四十年の制定当時におきましては、日本国外で日本国民に対して一定の罪を犯した外国人についても刑法の適用を認める旨の規定を有しておりましたが、昭和二十二年の刑法改正の際に、当時の諸外国の立法例等を踏まえてこの規定は削除され、現在に至っております。

もとより、日本国民が被害者となった場合であっても、日本国外において行われた犯罪については、犯罪地国にその犯人の処罰を含めその対応をゆだねることが相当である場合が多いものと思われませんが、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増加している今日、生命、身体等に重大な侵害をもたらすような犯罪の被害を受けた場合においても、我が国の刑法をおよそ適用できないとするのは、国外にいる日本国民の保護の見地からも妥当であるとは言いがたく、ま

た、現在では、一定の場合に、自国民に対して犯罪を行った自国民以外の者の国外犯を処罰することとは、諸外国の立法例においても認められるところとなっております。

そこで、この法律案は、このような状況を踏まえ、日本国民の保護の観点から、日本国民が殺人等の生命、身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯処罰規定の整備を行おうとするものです。

この法律案の内容は、日本国外において日本国民に対して強制わいせつ及び強姦の罪、殺人の罪、傷害の罪、逮捕及び監禁の罪、略取及び誘拐の罪並びに強盗の罪を犯した日本国民以外の者に刑法を適用することとともに、その他所要の規定の整備を行うものです。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

法務行政及び検察行政に関する件、特に行刑運営の実情について調査のため、来る十四日水曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回、来る十三日火曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

裁判の迅速化に関する法律案に対する修正案
裁判の迅速化に関する法律案の一部を次のよう

に修正する。

第一条中「適正な」を「適正で充実した」に改める。

第七条中「行方不明」の下に「(次項において「当事者等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

第八条第一項中「総合的」の下に「客観的」を加える。

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第一百七十六条から第一百七十九条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪)及び第一百八十一条(強制わいせつ等致死傷)の罪

二 第一百九十九条(殺人)の罪及びその未遂罪

三 第二百四条(傷害)及び第二百五条(傷害致死)の罪

四 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百一十一条(逮捕等致死傷)の罪

五 第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等、未遂罪)の罪

六 第二百三十六条(強盗)及び第二百三十八条から第二百四十一条まで(事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死)の罪並びにこれらの罪の未遂罪

第四条の二中「前三条」を「第二条から前条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の刑法第三条の規定並びに附則第三条による改正後の暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノ二第三項及び附則第四条による改正後の人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第五条の規定(刑法第三条の二に係る部分に限る。)は、この法律の施行前にした行為については、適用しない。

(暴力行為等処罰に関する法律の一部改正)

第三条 暴力行為等処罰に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第三項中「第三条」を「第三条、第三条の二」に改める。

(人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第四条 人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条中「第三条」を「第三条、第三条の二」に改める。

理 由

交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増加している状況等にかんがみ、日本国外における日本国民の保護の観点から、日本国民が殺人等の生命・身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯の処罰規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員会議録第八号中正誤

ページ 段 行 誤

二 一 六 転 補

正 てん補

平成十五年五月二十八日印刷

平成十五年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D